

上三川町公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月
令和元年 7 月改訂
令和 4 年 3 月改訂

上 三 川 町

<目 次>

第1章 計画の目的・位置付け等.....	- 1 -
1. 計画の目的.....	- 1 -
2. 計画の位置付け.....	- 2 -
3. 計画期間.....	- 2 -
4. 対象施設.....	- 3 -
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	- 4 -
1. 公共施設等の現況.....	- 4 -
(1) 公共建築物（ハコモノ）.....	- 4 -
(2) 都市基盤施設（インフラ）.....	- 7 -
(3) 有形固定資産減価償却率の推移.....	- 11 -
(4) 過去に行った対策.....	- 12 -
2. 人口等の見通し.....	- 13 -
(1) 人口の見通し.....	- 13 -
3. 財政状況.....	- 14 -
(1) 歳入の状況.....	- 14 -
(2) 歳出の状況.....	- 14 -
(3) 今後の財政収支の見通し状況.....	- 15 -
(4) 充当可能な地方債・基金等の見込み.....	- 15 -
4. 町民ニーズの把握（町民アンケート結果）.....	- 16 -
5. 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み.....	- 23 -
(1) 公共建築物（ハコモノ）.....	- 23 -
(2) 都市基盤施設（インフラ）.....	- 25 -
(3) 更新及び大規模改修に係る中長期的な経費の見通し.....	- 26 -
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	- 28 -
1. 現状や課題に関する基本認識.....	- 28 -
(1) 公共建築物（ハコモノ）における主な課題.....	- 28 -
(2) 都市基盤施設（インフラ）における主な課題.....	- 28 -
(3) 公共建築物（ハコモノ）と都市基盤施設（インフラ）の共通課題.....	- 28 -
2. 目指すべき姿.....	- 29 -
3. 上三川町における公共施設等の管理における原則（3つの基本的な方針）.....	- 30 -
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	- 31 -
(1) 点検・診断等の実施方針.....	- 32 -
(2) 安全確保の実施方針.....	- 32 -
(3) 耐震化の実施方針.....	- 33 -
(4) 統合や廃止の推進方針.....	- 34 -
(5) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	- 36 -
(6) 長寿命化の実施方針.....	- 37 -
5. 計画の推進体制・方策.....	- 39 -
(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	- 39 -
(2) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策.....	- 40 -

(3) フォローアップの実施方針.....	- 41 -
第4章 施設類型別基本方針	- 42 -
1. 施設類型について	- 42 -
2. 公共建築物（ハコモノ）の施設類型別基本方針.....	- 44 -
(1) 中央公民館	- 44 -
(2) コミュニティセンター	- 45 -
(3) 健康増進施設	- 46 -
(4) スポーツ施設	- 47 -
(5) 図書館	- 48 -
(6) 保健福祉関連施設	- 49 -
(7) 学校	- 50 -
(8) 教育関連施設	- 52 -
(9) 児童施設	- 53 -
(10) 庁舎等	- 54 -
(11) 防災施設	- 55 -
(12) 町営住宅.....	- 56 -
(13) その他施設	- 57 -
3. 都市基盤施設（インフラ）の施設類型別基本方針	- 58 -
(1) 道路	- 58 -
(2) 公園	- 61 -
(3) 下水道	- 63 -
(4) 上水道	- 66 -

第1章 計画の目的・位置付け等

1. 計画の目的

本町では、昭和40年代後半から50年代に大量に整備された公共施設等¹の老朽化が進行しており、近い将来、多くの公共施設等が一斉に大規模改修や更新の時期を迎え、多額の費用が発生する見込みとされています。

また、本町が管理する公共施設等は、整備時期が学校などの施設類型²ごとに集中する傾向がみられるため、各施設の更新時期が集中することが予想されます。

公共施設等の老朽化は、放置すれば利用者の安全・安心にも影響を及ぼすことが懸念されるため、適切な点検、修繕・更新等が必要となりますが、これらを実施していくための財政確保が不可欠となります。また、公共施設等の更新時期の集中に伴って、財政支出が集中するため、行財政運営上大きな課題となると考えられます。

今後、人口減少や少子高齢化といった人口構造の変化に伴って、公共施設等へのニーズも変化することが想定されることから、公共施設等を現状の規模又は機能のまま維持管理することは非効率になると考えられます。

したがって、今後の公共施設等の整備や修繕・更新といった管理運営等については、現況及び将来の見通しを踏まえ、経営的視点から総合的かつ計画的に取り組んでいく必要があります。

上三川町公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）は、公共施設等の効率的で効果的なマネジメントの実施により、中長期的視点から公共施設等の質と量の適正化とトータルコストの縮減・平準化による財政負担の軽減を図るとともに、安全・安心で持続可能な公共施設等の管理を実現することを目的とします。

¹ 「公共施設等」とは、公共施設、公用施設等の建築物その他の工作物等をいう。具体的には、公共建築物（ハコモノ）の他、道路・上下水道等の土木構造物、公営企業の施設等も含むものと本計画では定義する。

² 「施設類型」とは、例えばハコモノでは町営住宅や学校、庁舎など、インフラでは道路、公園、下水道など、根拠法や用途、特性等による施設の分類を指すものとし、本計画では表 1-1 に示すものと定義する。

2. 計画の位置付け

本計画は、国が策定した『インフラ長寿命化基本計画³』に基づく行動計画に当たるもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、町が保有する個々の公共施設等（表 1-1）の具体的な対策内容や対策時期等に係る個別施設計画を策定し、公共施設マネジメントを実施していきます。

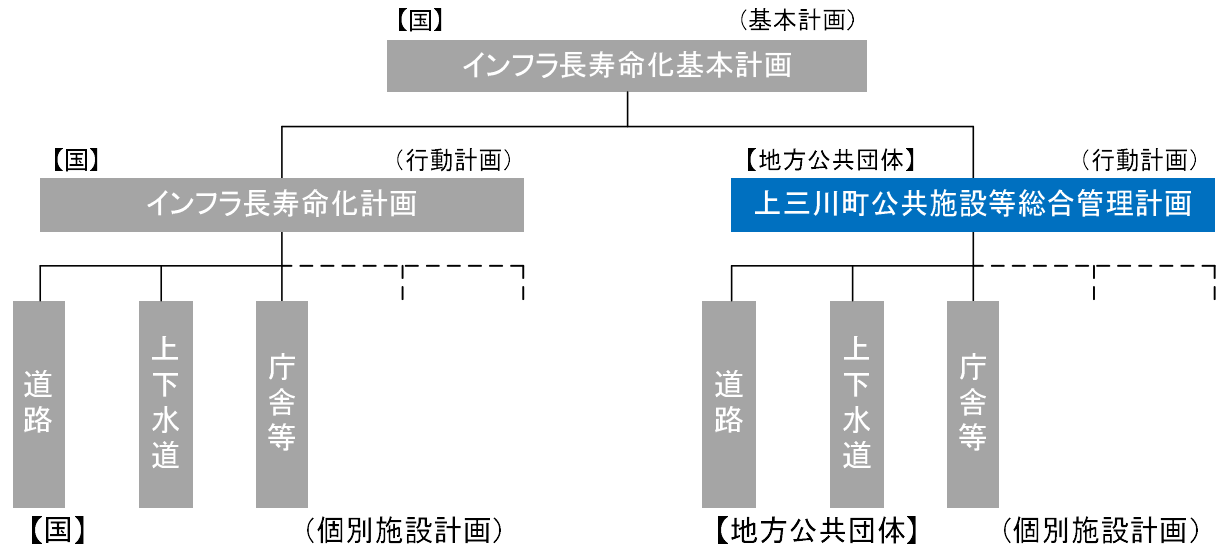


図 1-1 公共施設等の管理に関する計画体系のイメージ

3. 計画期間

本計画の計画期間は、公共施設等の整備や修繕・更新等の管理、運営が中長期に及ぶことを考慮して、平成29年度を開始年度とし、以後令和28年度までの30年間とします。

なお、本計画は、社会情勢や財政状況の変化、町の公共施設等の状況を見据えながら、概ね5年ごとに見直しを行います。

³ 公共施設等の老朽化対策に関する政府全体の取組として、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、平成25年11月に取りまとめられたものである。また、本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする行動計画として、各省庁は「インフラ長寿命化計画」を、地方公共団体は「公共施設等総合管理計画」を、平成28年度までに策定することとされた。

4. 対象施設

本計画の対象とする施設は、本町が所有又は管理する全ての公共施設等とし、その分類は以下の通りとします。

表 1-1 施設類型一覧

分野(大区分)	施設類型		個別施設
公共建築物 (ハコモノ)	中央公民館、コミュニティセンター、健康増進施設、スポーツ施設、図書館、保健福祉関連施設、学校、教育関連施設、児童施設、庁舎等、防災施設、町営住宅、その他施設	13 類型	各施設類型に分類される 個別具体的な施設 (体育センターや小学校など)
都市基盤施設 (インフラ)	道路、公園、下水道、上水道	4 類型	各施設類型に分類される 個別具体的な施設 (橋りょうや配水場など)

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等の現況

- 本町が管理している公共建築物（ハコモノ）の延床面積は約 99,854 m²、築後 30 年以上の建物は、令和 2 年度末時点で全体の約 89%と老朽化が進行しています。
- 都市基盤施設（インフラ）では、橋りょうの約 40%が令和 18 年度には建設後 60 年を経過することになるなど、今後老朽化の進行が想定されます。

(1) 公共建築物（ハコモノ）

本町が管理する公共建築物の延床面積について、表 2-1 に示します。全体の延床面積は約 99,854 m²（令和 2 年度末時点）であり、上三川町役場（約 7,049 m²）の約 14 棟分相当の量となっています。施設類型でみると、学校が最も多く全体の 59.9%、次いで庁舎等、町営住宅の 7.1% となっています。

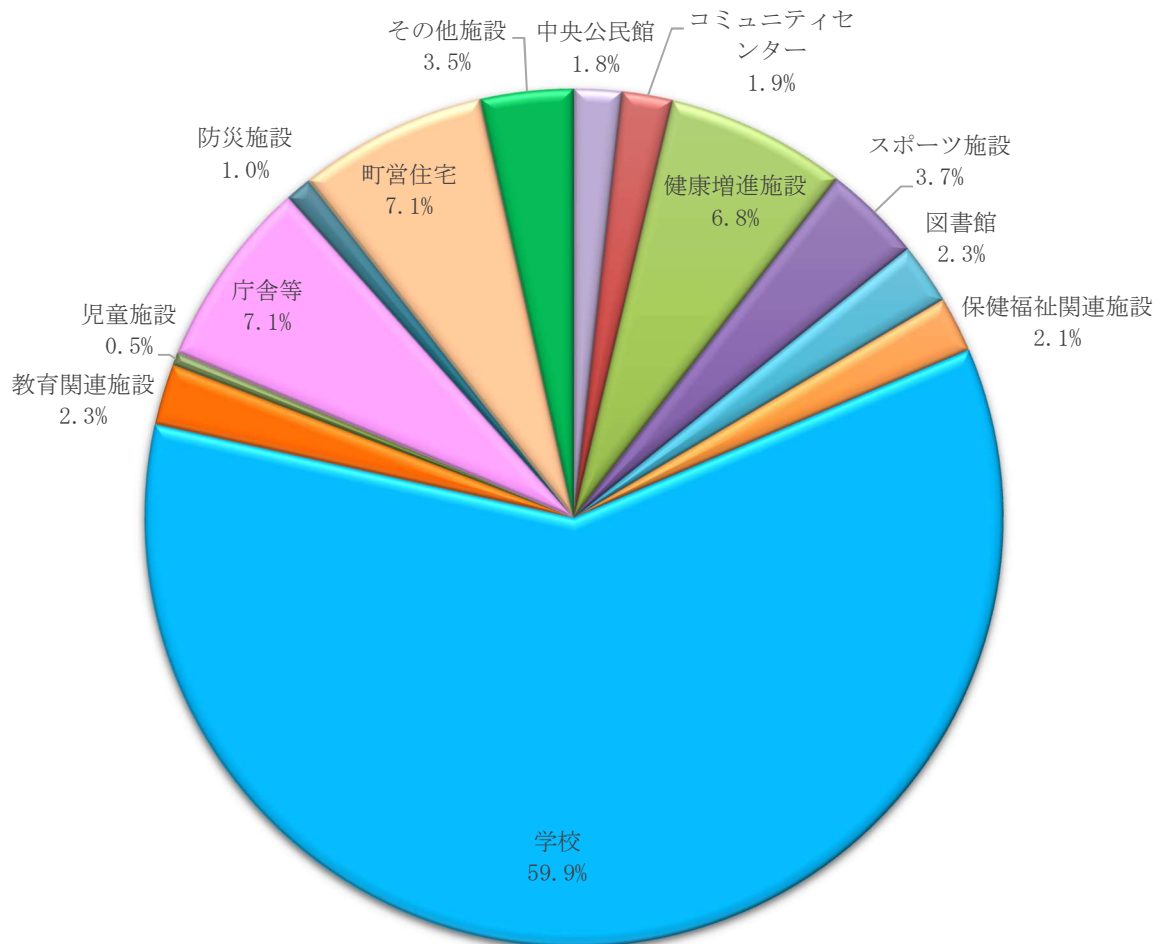


図 2-1 公共建築物（ハコモノ）の施設類型別延床面積（令和 2 年度）

表 2-1 公共建築物（ハコモノ）の施設類型別延床面積（令和2年度）

施設類型	対象施設	延床面積 (㎡)	施設別割合	施設類型 割合
中央公民館	中央公民館	1,824	1.83%	1.8%
コミュニティセンター	坂上コミュニティセンター	358	0.36%	1.9%
	本郷北コミュニティセンター	366	0.37%	
	明治南コミュニティセンター	330	0.33%	
	石田コミュニティセンター	360	0.36%	
	明治コミュニティセンター	482	0.48%	
健康増進施設	上三川いきいきプラザ	6,791	6.80%	6.8%
スポーツ施設	体育センター	3,047	3.05%	3.7%
	武道館	357	0.36%	
	弓道場	143	0.14%	
	テニスコート（管理棟）	126	0.13%	
図書館	図書館	2,341	2.34%	2.3%
保健福祉関連施設	ふれあいの家ひまわり	1,574	1.58%	2.1%
	こども発達支援センター	285	0.29%	
	本郷地域福祉センター	268	0.27%	
学校	上三川小学校	8,095	8.11%	59.9%
	北小学校	6,346	6.36%	
	坂上小学校	4,412	4.42%	
	本郷小学校	5,149	5.16%	
	本郷北小学校	4,768	4.77%	
	明治小学校	5,915	5.92%	
	明治南小学校	4,889	4.90%	
	上三川中学校	8,381	8.39%	
	本郷中学校	4,989	5.00%	
明治中学校	6,826	6.84%		
教育関連施設	学校給食センター	1,901	1.90%	2.3%
	上三川小学童クラブ	151	0.15%	
	本郷北小学童クラブ（第2棟を含む）	133	0.13%	
	明治小学童クラブ	145	0.15%	
	北小学童クラブ	-	-	
	坂上小学童クラブ	-	-	
	本郷小学童クラブ	-	-	
南っ子学童クラブ	-	-		
児童施設	子育て支援センター	509	0.51%	0.5%
庁舎等	上三川町役場	7,049	7.06%	7.1%
防災施設	消防団員詰所第1分団第1部	69	0.07%	1.0%
	消防団員詰所第1分団第2部	72	0.07%	
	消防団員詰所第1分団第3部	108	0.11%	
	消防団員詰所第1分団第4部（旧詰所を含む）	125	0.13%	
	消防団員詰所第2分団第1部	108	0.11%	
	消防団員詰所第2分団第2部	70	0.07%	
	消防団員詰所第2分団第3部（旧詰所を含む）	119	0.12%	
	消防団員詰所第2分団第4部	85	0.09%	
	消防団員詰所第3分団第1部	23	0.02%	
	消防団員詰所第3分団第2部	72	0.07%	
	消防団員詰所第3分団第3部	48	0.05%	
	消防団員詰所第3分団第4部	69	0.07%	
町営住宅	愛宕町営住宅	449	0.45%	7.1%
	下町第一町営住宅	2,711	2.71%	
	下町第二町営住宅	3,939	3.94%	
その他施設	文化財作業所	826	0.83%	3.5%
	農村環境改善センター	1,528	1.53%	
	農産物加工所	345	0.35%	
	東館南集会所	205	0.21%	
	農産物直売所	100	0.10%	
	生沼家住宅	473	0.47%	
合計		99,854	100.0%	

・施設保有量の推移

年 度	施設数	延床面積 (㎡)
平成 27 年度 (計画策定時)	56	98,399
令和 2 年度	56	99,854

保育所の解体や民営化により減少する一方で、体育センター等の増築や農産物直売所等の追加により、施設数の増減はなかったものの延床面積が 1,455 ㎡増えました。

・公共建築物（ハコモノ）の整備状況

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建築物は、一般に築 30 年程度で大規模改修が必要⁴とされていますが、本町が管理する公共建築物のうち築 30 年以上の建物の割合は全体の約 89% となっており、老朽化が進んでいます。

また、新耐震設計基準施行（昭和 56 年 6 月）以前に建築された施設は 23 施設となっています。

⁴ 地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書 H23.3（総務省自治財政局財務調査課 監修）」より。

(2) 都市基盤施設（インフラ）

本町が管理する都市基盤施設（インフラ）の整備概況を以下に示します。

1) 道路

道路の整備や維持管理は、『上三川町第7次総合計画後期基本計画（令和3～7年度）』における「町内道路網の整備」、「快適かつ安全な道路環境の整備」、「公共交通の充実」の方針のもと実施しています。

幹線道路（計44路線44km区間）を対象とした路面性状調査の結果、早急に修繕が必要と考えられるMCI3.0以下の区間は調査区間全体の1.1%、修繕が必要と考えられるMCI4.0以下の区間を加えると調査区間全体の計17.0%となっています。

橋りょう（町道）は、令和3年3月現在、建設年度が判明しているものについて、標準的な耐用年数と考えられる建設から60年以上が経過しているものは4橋のみです。ただし、20年後には約4割、40年後には約9割の橋りょうが建設から60年以上が経過することになります。

表 2-2 道路の整備概況【R3.3 現在】

施設種別	主な施設	数量	数量の引用先	
町道	一般道路	実延長:435,814m	道路現況調書	
	自転車歩行者道	実延長:7,494m	道路現況調書	
	舗装	一般道路	舗装延長:417,292m	道路現況調書
		自転車歩行者道	舗装延長:7,411m	道路現況調書
	橋りょう	橋りょう	橋数:312橋	道路現況調書
	横断歩道橋	横断歩道橋	橋数:2橋	現地調査による
	道路附属物	道路照明灯	基数:341基	現地調査による
		道路標識	基数:17基	現地調査による
道路情報提供装置		基数:4基	現地調査による	
農道		実延長:3,095m	農道台帳	
	舗装	アスファルト舗装	舗装延長:3,095m	農道台帳

2) 公園

公園の整備や維持管理は、『上三川町第7次総合計画後期基本計画（令和3～7年度）』における「都市公園の整備」、「既存公園の整備充実」の方針のもと実施しています。

公園施設のうち建物施設に着目した場合、建築物について一般に大規模改修が必要となる建設から30年以上が経過しているものは、令和3年3月現在、全体の約3割となっており、今後もその割合は増加していき、20年後には全体の約9割が建設から30年以上経過することになります。

遊具については、平成27年度及び令和2年度に安全点検を実施しており、健全度やハザード(子どもが判断不可能な危険性)を評価しています。公園の老朽化に伴い、遊具の劣化が進行しており、遊具の状況に応じて改修、撤去を実施しています。平成27年度と令和2年度を比較すると、遊具の総数は2基増加しているなか、D及びC判定の遊具の合計数は減少しています。

表 2-3 公園種別ごとの整備概況【R3.3 現在】

公園種別	都市建設課管理分		農政課管理分		計	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
街区公園	24箇所	4.84ha	0箇所	0ha	24箇所	4.84ha
近隣公園	6箇所	9.07ha	0箇所	0ha	6箇所	9.07ha
地区公園	4箇所	26.96ha	0箇所	0ha	4箇所	26.96ha
その他	5箇所	2.89ha	2箇所	5.12ha	7箇所	8.01ha
計	39箇所	43.76ha	2箇所	5.12ha	41箇所	48.88ha

表 2-4 H27年度及びR2年度の遊具の健全度評価結果の比較

点検年度	健全度区分別の基数(基)				計
	A	B	C	D	
平成27年度	1	54	16	94	165
令和2年度	8	65	46	48	167
増減	7	11	30	▲46	2

健全度区分	状態
A	健全な状態
B	軽微な劣化がある状態
C	重度の劣化がある状態
D	最重要部材に重度の劣化がある状態（使用禁止）

※健全度区分は遊具の異常と塗装の状態等から総合的に評価

3) 下水道

町内の下水道は、鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）流域関連上三川町公共下水道事業により整備しています。継続的な公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、これまでは第1～3次の生活排水処理構想に基づき、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽設置整備事業を計画的・効率的に推進してきた結果、令和3年3月現在で、下水道普及率（公共下水道・農業集落排水）は98.2%となっています。

栃木県下の市町別の下水道普及率で見た場合、令和元年度末現在、本町は県下で第1位となっています。普及率は着実に上昇しており、平成15年度の49.6%に対して、令和元年度には97.5%と約2倍になっています。

管路では、令和3年3月現在、建設年度が判明しているものについては、標準的な耐用年数である建設から50年以上が経過しているものは約3kmとなり、40年後には公共下水道、農業集落排水ともに全体の約8割が建設から50年以上経過することになります。

表 2-5 下水道の整備概況【R3.3 現在】

会計区分	主な施設		数量	数量の引用先
(特別会計) 公共下水道	管路施設	管渠	延長:198,400m	管渠台帳
		マンホールポンプ	24箇所	固定資産台帳
(特別会計) 農業集落排水	管路施設	管渠	延長:94,952m	管渠台帳
		マンホールポンプ	57箇所	固定資産台帳
	建物施設	クリーンセンター	4箇所	固定資産台帳

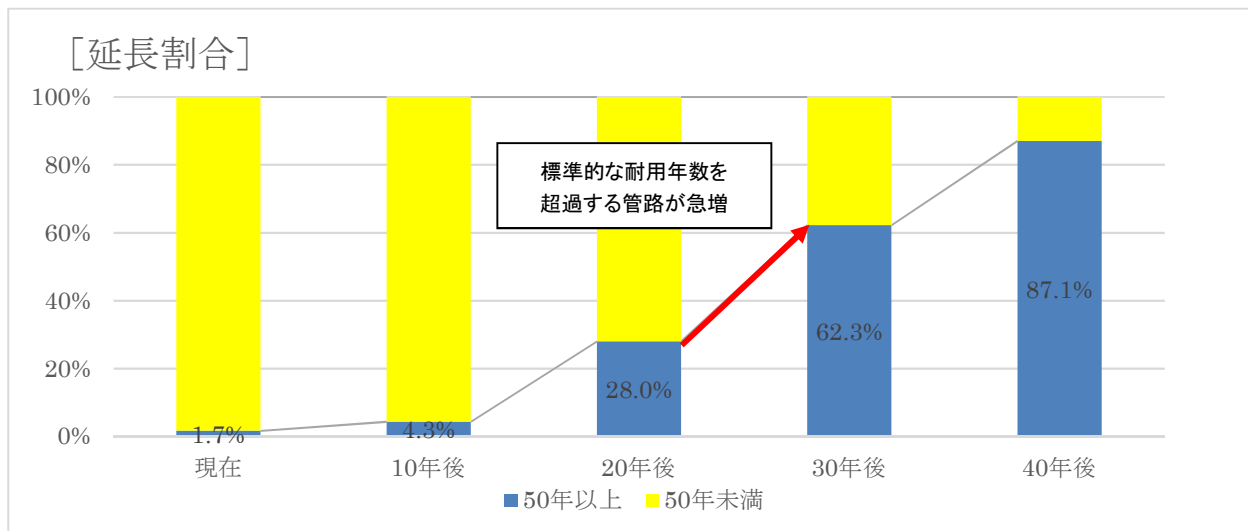


図 2-2 建設から50年以上が経過する管路延長割合の推移 (公共下水道)

4) 上水道

町内の上水道は、生活に不可欠な水の供給を行い、良好な居住環境を形成するとともに、町民が安全で安心した水を享受できるように、全町水道化基本計画に基づく拡張事業を推進しており、令和3年3月現在で、上水道普及率は90.5%となっています。引き続き、未供給区域の解消が必要です。

また、町民が安心して水道水を利用できるよう、取水井・配水施設の監視・維持管理、水質検査等による水の品質管理を徹底しています。

栃木県全体での普及率は令和元年度の時点では95.7%であったのに対し、本町の同時期の普及率は89.6%となっており、県下ではやや低い水準となっています。

管路は、令和3年3月現在、標準的な耐用年数と考えられる建設から40年以上が経過している延長は全体の約6%程度（約19km）となっており、10年後も全体の約2割程度に留まります。ただし、20年後には急増し、全体の約半数が建設から40年以上経過することになります。

表 2-6 上水道の整備概況【R3.3 現在】

項目	数値
計画給水面積(km ²)	54.39
現在給水面積(km ²)	49.16
上水道普及率(%)	90.50
計画給水人口(人)	32,600
現在給水人口(人)	28,252
日平均給水量(m ³ /日)	10,254.00
日最大給水量(m ³ /日)	11,088.00
供給能力(m ³ /日)	15,462.00

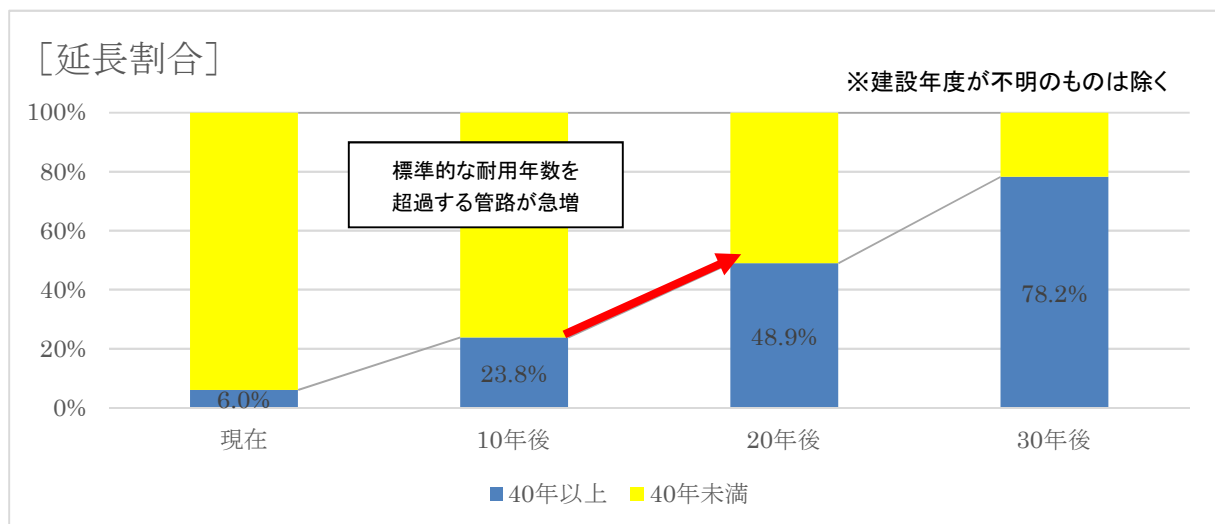
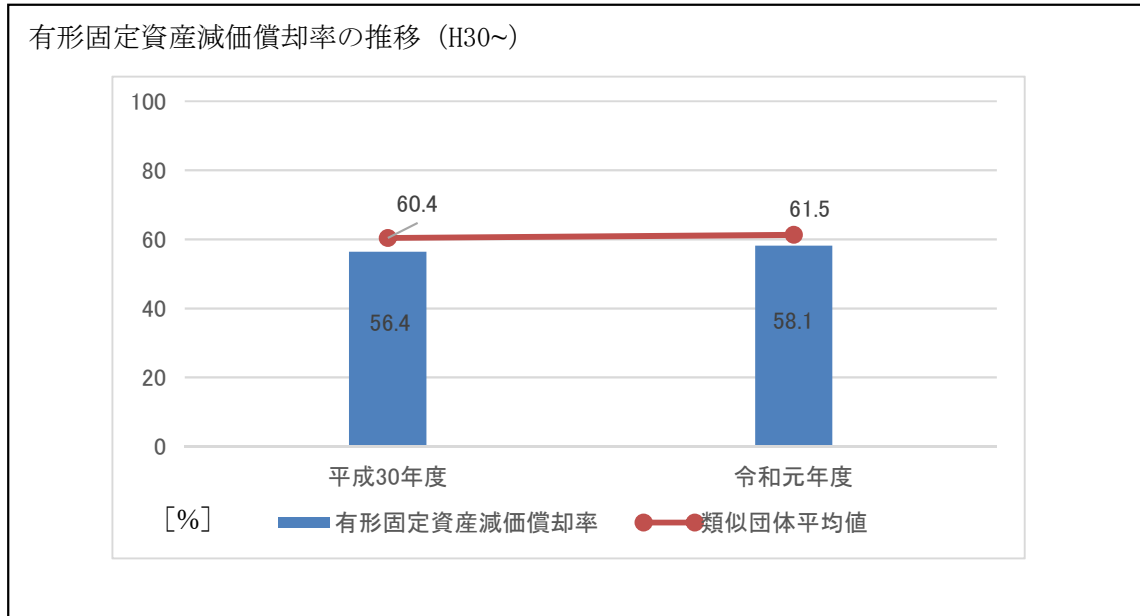


図 2-3 建設から40年以上が経過する管路延長割合の推移

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率⁵は、公会計の財務諸表を用いた、公共施設等の取得から経過割合を表したもので、類似団体との比較に利用する参考指標です。

本町の令和元年度の有形固定資産減価償却率は、58.1%です。予防保全の導入、施設の除却等を実施していますが、資産の老朽化が進んでいます。



※出典：財政状況資料集

[有形固定資産減価償却率算定式]

有形固定資産
減価償却率

$$= \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※土地等の非償却資産：賃借対照表の事業用資産の土地、立木竹、建設仮勘定、インフラ資産の土地、建設仮勘定及び物品の合計

⁵ 「有形固定資産減価償却率」とは、有形固定資産のうち償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるかを全体として把握することができる指標。

(4) 過去に行った対策

①点検・診断等の実施体制の整備

公共施設の施設管理者等が施設を適切に管理するため、施設点検マニュアル及び劣化状況調査マニュアルを作成し、日常点検や劣化状況調査を含む定期点検を実施しています。

②指定管理者制度の利用

対象施設のうち、下記の施設では、指定管理者制度を活用し、施設の管理や運営を行っています。

No.	施設名
1	坂上コミュニティセンター
2	本郷北コミュニティセンター
3	明治南コミュニティセンター
4	石田コミュニティセンター
5	明治コミュニティセンター
6	上三川いきいきプラザ
7	体育センター
8	武道館
9	弓道場
10	テニスコート（管理棟）
11	図書館
12	ふれあいの家ひまわり
13	本郷地域福祉センター
14	こども発達支援センター
15	上三川小学童クラブ
16	本郷北小学童クラブ
17	明治小学童クラブ
18	北小学童クラブ
19	坂上小学童クラブ
20	本郷小学童クラブ
21	南っ子学童クラブ
22	農村環境改善センター
23	農産物加工所
24	農産物直売所

※令和3年3月現在

③保育所の民営化への移行、建物の解体

大山保育所は、平成30年4月に民営化し、ふざかしおひさま保育園分園は、施設の老朽化に加え、現状のままでは大規模改修が必須であり、利活用する予定がないことから、令和元年度に解体撤去しました。

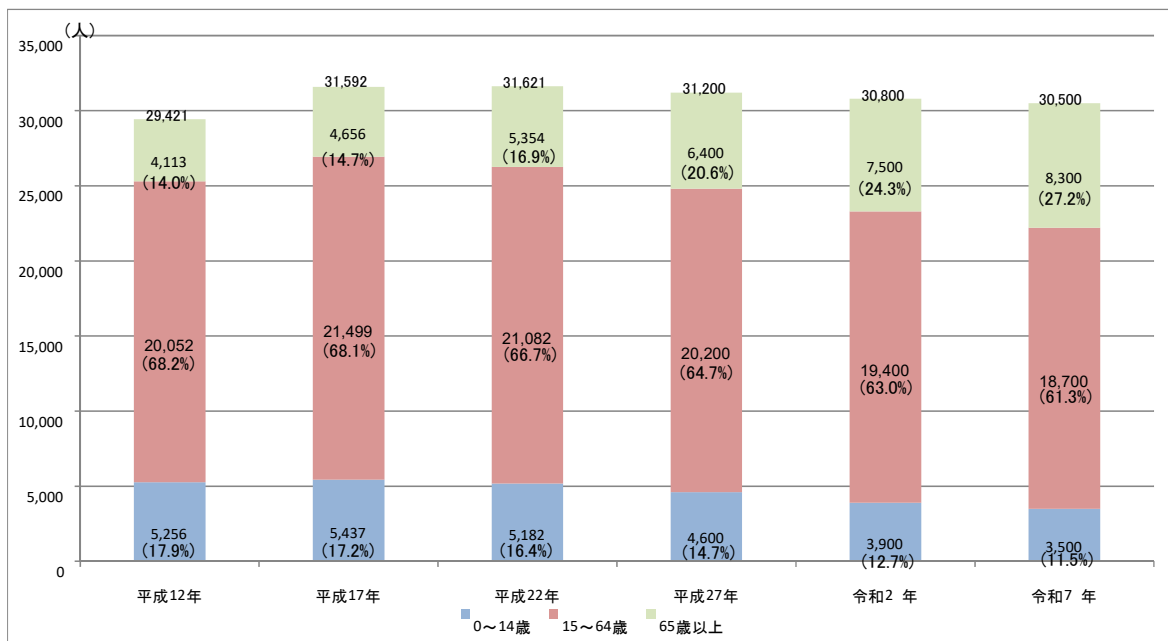
2. 人口等の見通し

- 本町の人口は平成22年をピークに減少傾向に転じるとともに、少子高齢化が進む見通しです。

(1) 人口の見通し

上三川町の人口は、平成22年から人口減少が始まっており、令和7年には30,500人（平成22年より1,121人減）と、今後も人口減少が進んでいくことが予想されます。

また、年齢3区分別の人口構成の変化では、令和7年には、生産年齢人口（15～64歳）が約61.3%、年少人口（14歳以下）が約11.5%に減少する一方で、老年人口（65歳以上）が約27.2%と増加し、少子高齢化が進展していくものと考えられます。



※出典：上三川町第7次総合計画

※国勢調査の総人口には年齢不詳分を含む。また、構成比については四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

図 2-4 将来人口の推計

3. 財政状況⁶

(1) 歳入の状況

町財政の根幹となる町税収入は町内の大企業の経営状況によって、特に法人町民税が大きく変動するため、平成27年度、29年度においては突出した決算額となっていますが、その特異な状況を除けば、生産年齢人口の減少等にもより町税全体としては減収傾向にあります。

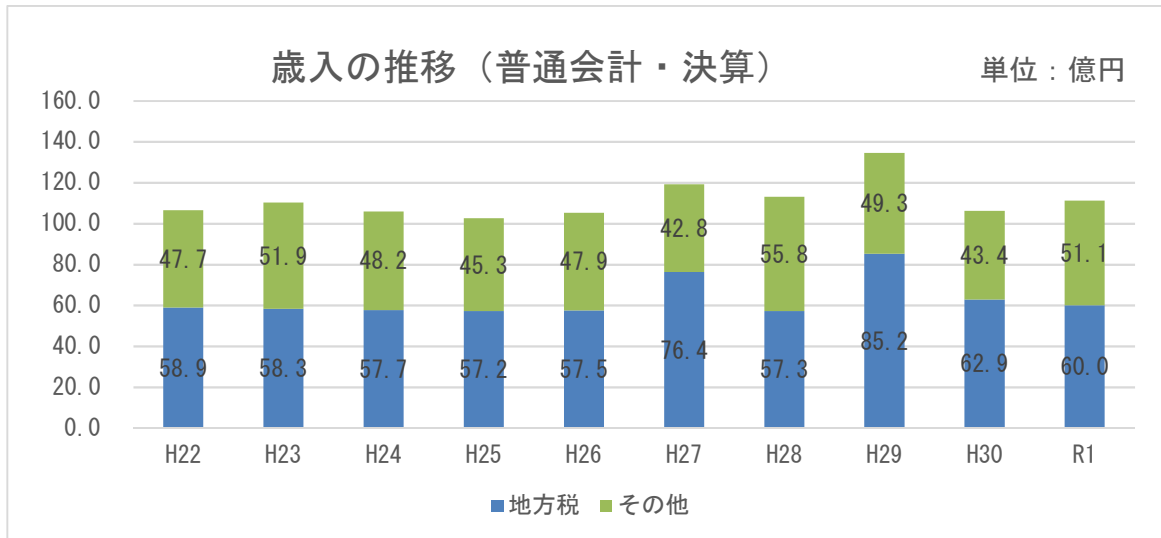


図 2-5 歳入の推移（普通会計・決算）

(2) 歳出の状況

町税増収分を基金へと積立てた平成27年度、29年度を除けば、例年は100億円程度の決算額となっています。しかし、制度改正等に伴い介護・医療・児童関係経費（扶助費）が毎年増加し続け、また、本庁舎改修や体育センター改修等の普通建設事業費及びそれらの財源として借り入れる地方債の償還額（公債費）の増加によって、決算規模は増加しています。

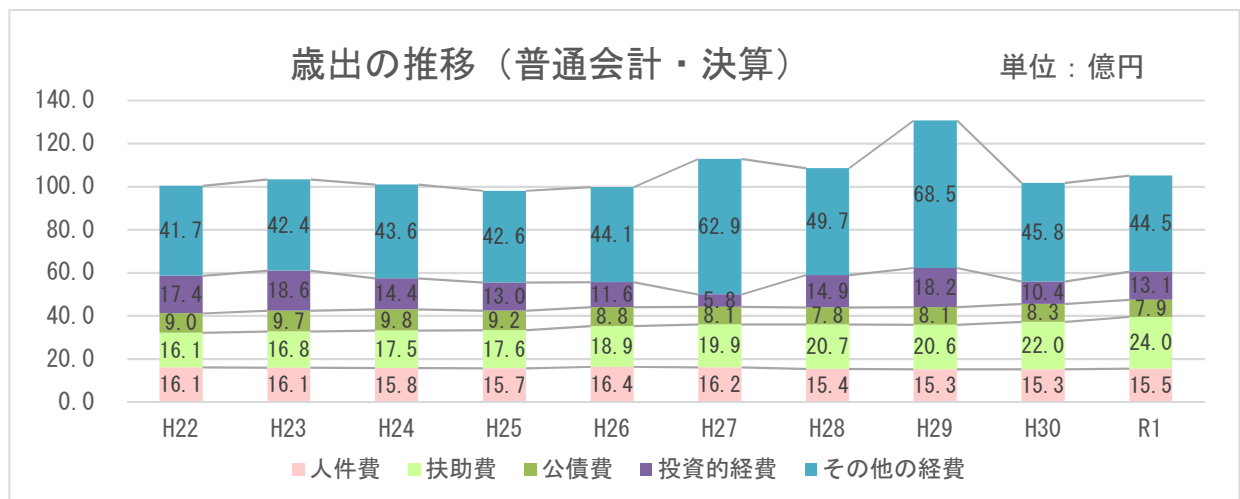


図 2-6 歳出の推移（普通会計・決算）

⁶ 「総務省 市町村決算カード」より

(3) 今後の財政収支の見通し状況⁷

いまだ新型コロナウイルス終息の見通しが立たず、経済活動改善の兆しが見込めない状況であることから、今後町税の増収は期待できません。一方、扶助費の大幅な増加に加え、感染症対策や近年激甚化している自然災害への対応等、追加の財政需要が生じており、単年度収支では赤字となる見込みであることから、財政調整基金等の基金を取崩しながらの財政運営となります。

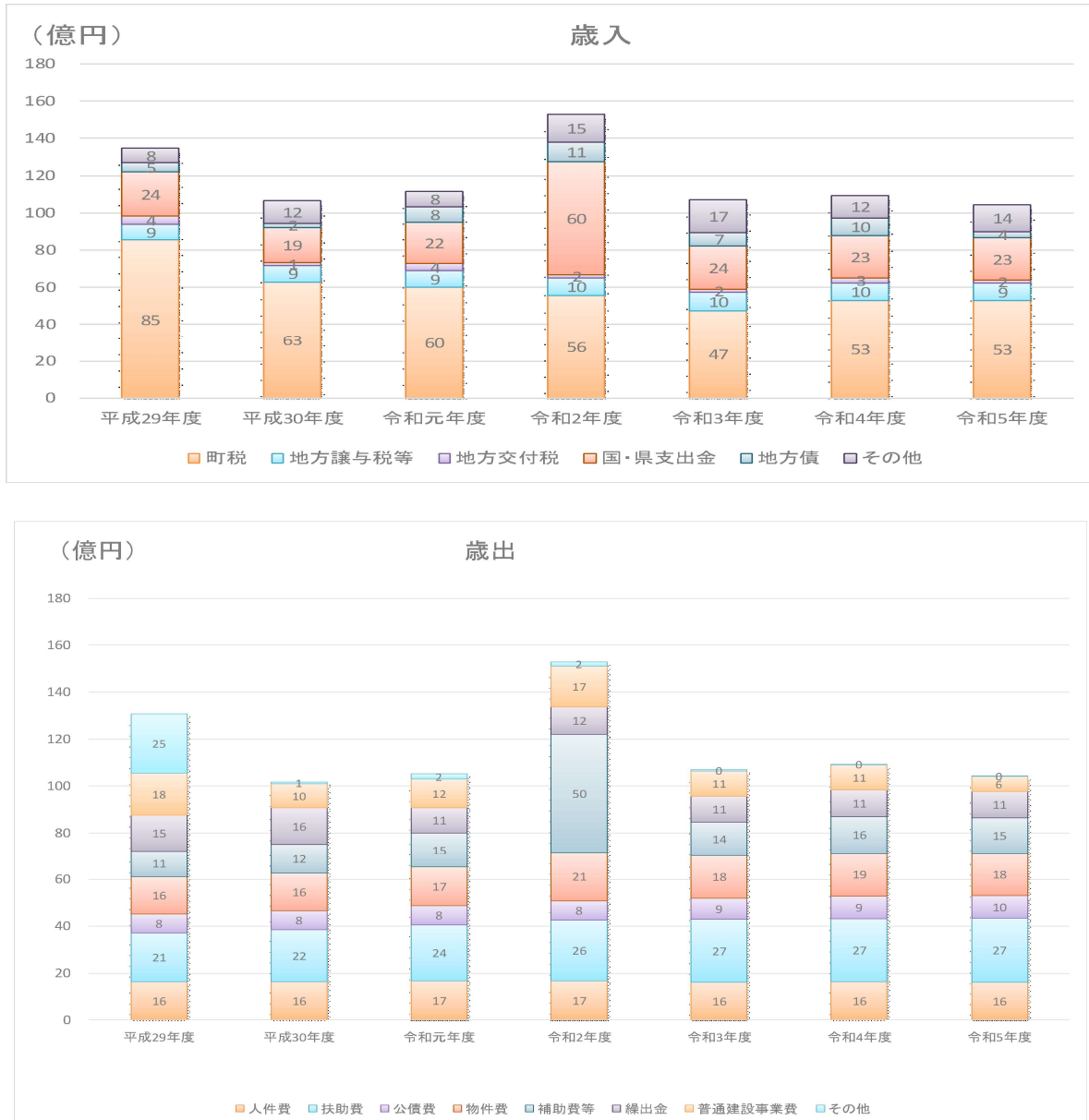


図 2-7 歳入歳出の見通し (平成 29 年度～令和 5 年度)

(4) 充当可能な地方債・基金等の見込み

本町では公共施設等の修繕等には、一般財源や地方債で賄うこととしますが、更新が集中する時期に備え、目標額を定めて公共施設等総合管理基金を積み立てるものとします。

⁷ 「第4期上三川町財政適正化計画 (令和3年度～令和5年度)」、「総務省 市町村決算カード」より

4. 町民ニーズの把握（町民アンケート結果）

本計画の検討に当たって、公共施設等の利用状況、満足度や今後の公共施設マネジメントの方向性について、町民の意向を反映するために、町民アンケートを実施しました。以下にその主な結果を示します。

(1) 調査概要

調査地域	上三川町全域
調査対象	町内在住の満18歳以上の男女個人
調査方法	郵便による配布、回収
配布数	1,000人（住民基本台帳に基づく無作為抽出）
有効回収数	430
有効回収率	43.0%
実施期間	平成28年7月8日（金）～8月10日（水）

(2) 調査項目

- ・上三川町の公共施設マネジメントの取組について
- ・公共建築物の利用状況（利用頻度、利用しない理由）
- ・公共建築物の満足度（サービス面、建物や設備面、配置状況）
- ・優先的に維持すべき施設種別について
- ・今後の公共建築物の維持管理方法についての意向
（運営方法や総量抑制、財源の確保について）
- ・都市基盤施設の整備状況について
- ・都市基盤施設の整備や維持管理の方法についての意向
- ・回答者の属性（性別、年齢、職業、居住地区、居住年数）

(3) 調査結果（抜粋）

1) 公共施設マネジメントの取組について

設問①

上三川町では、既存施設の情報や建替え等にかかる費用推計などの情報について、「公共施設等白書」として町民の皆さまに公開しましたが、このことをご存知でしたか。

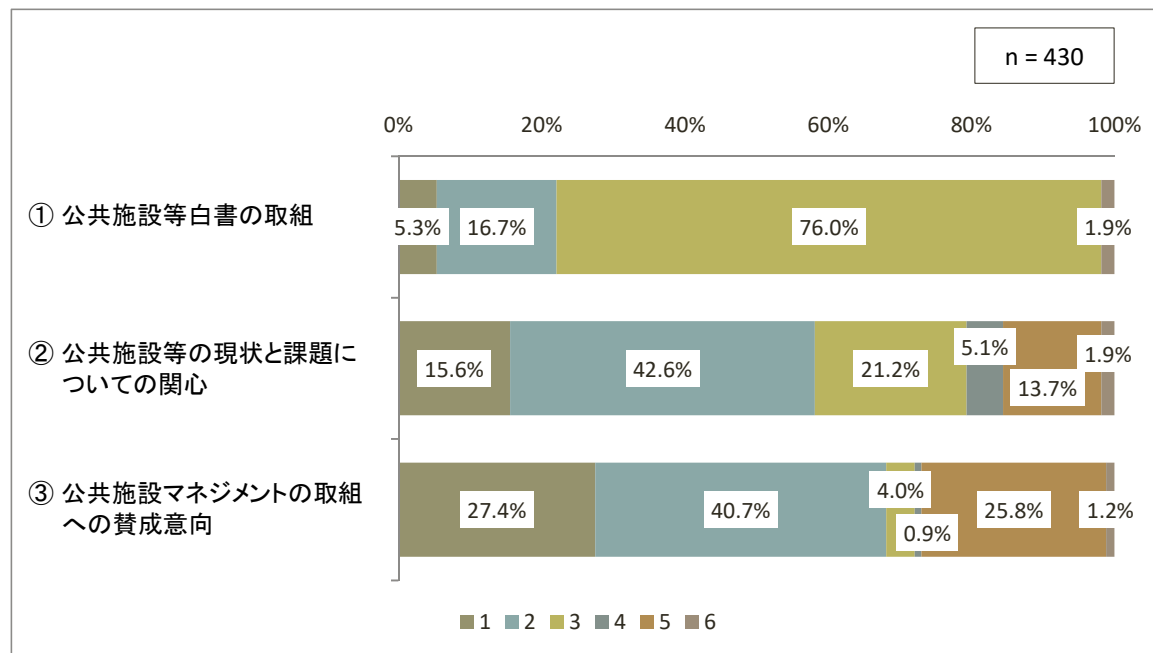
設問②

上三川町の公共施設等の現状と課題について、どのくらい関心をお持ちになりましたか。

設問③

上三川町が必要と考えている公共施設マネジメントの取組についてどう思いますか。

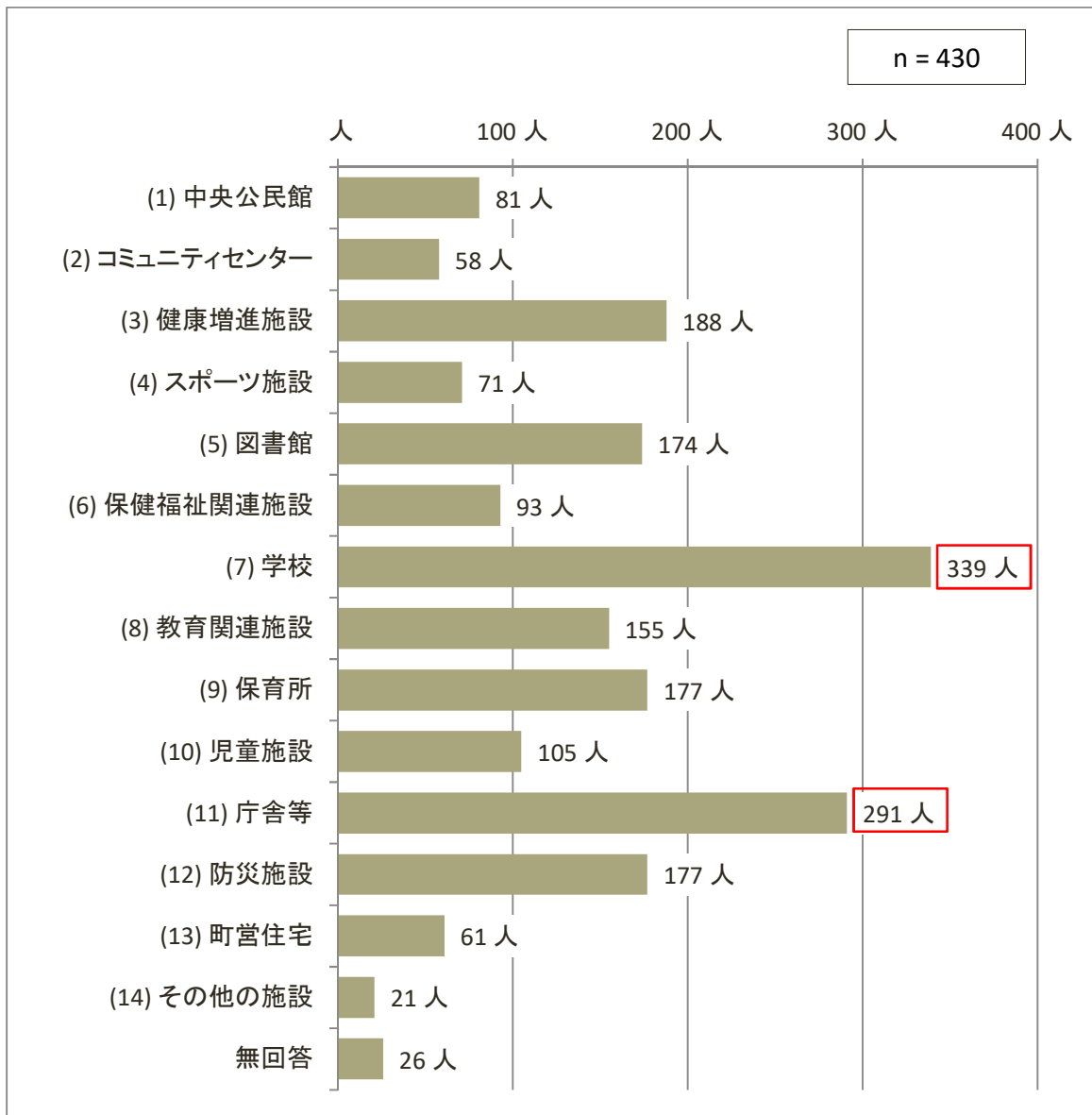
	1	2	3	4	5	6
① 公共施設等白書の取組	読んだことがある	知っているが、読んだことはない	知らなかった	—	—	無回答
② 公共施設等の現状と課題についての関心	おおいに関心を持った	どちらかといえば関心を持った	どちらかといえば関心を持たなかった	まったく関心を持たなかった	分からない	無回答
③ 公共施設マネジメントの取組への賛成意向	賛成である	どちらかといえば賛成である	どちらかといえば反対である	反対である	分からない	無回答



- ・ 上三川町公共施設等白書については、全体の約2割が「知っている」（読んだことがある、知っているが読んだことはない）と認知度は若干低い状況ですが、公共施設の現状と課題については、全体の約6割が「関心を持った」（おおいに関心をもった、どちらかといえば関心をもった）と回答しています。
- ・ 公共施設マネジメントの取組については、全体の約7割が「賛成意向」（賛成である、どちらかといえば賛成である）を示しています。

2) 公共建築物（ハコモノ）の利用や印象について

現在ある全ての施設を維持できなくなった場合、どの施設を将来にわたって町が優先的に維持・充実していくべきとお考えですか。（複数回答可）



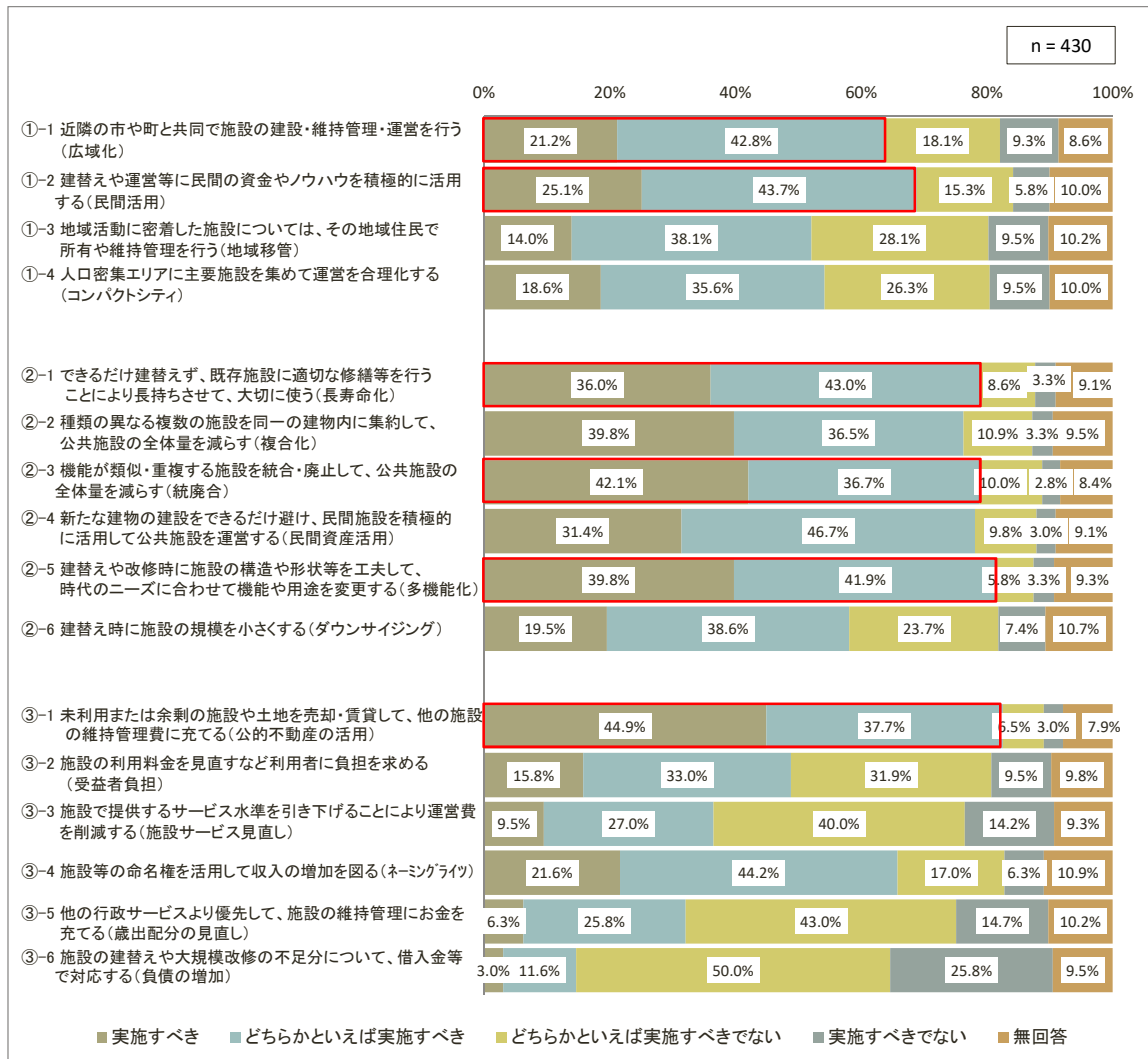
- ・ 将来にわたって町が優先的に維持・充実させていくべきと考える施設（ハコモノ）について、学校や庁舎等の回答が6割以上となっています。
- ・ 健康増進施設、図書館、教育関連施設、保育所※、防災施設など、教育・福祉関連や防災機能を有する施設の優先度が比較的高くなっています。

※保育所については、民営化等により、令和3年3月現在、町所管の施設はありません。

3) 公共建築物（ハコモノ）の維持管理の工夫や方策について

全国の地方自治体で検討されている公共建築物（ハコモノ）の維持管理に関する工夫や方策について、以下の設問の手法ごとの選択肢からあてはまるものを一つ選んで○印をつけてください。（複数回答可）

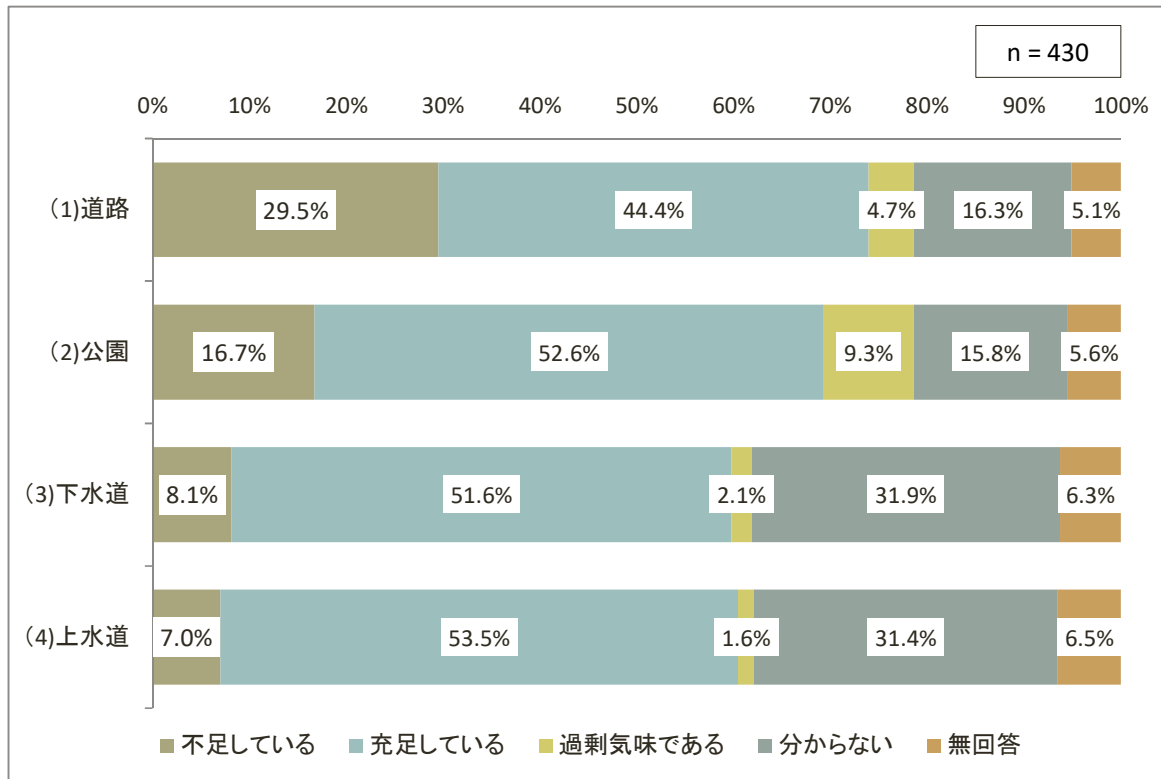
- ① 施設の運営方法を見直して維持管理費等の削減を図る方法
- ② 施設の総量抑制により維持管理費等の削減を図る方法
- ③ 施設の維持管理のための財源の確保の方法



- 広域化、民間活用、地域移管、コンパクトシティのいずれの手法についても実施意向（実施すべき、どちらかといえば実施すべき）が半数以上を占めています。特に、民間活用や広域化の実施意向が高くなっており、積極的に取り組むべき方策と考えられます。
- ①、③と比較して、②総量規制の手法（長寿命化、統廃合、多機能化等）については、全体的に実施意向が高い傾向にあります。ダウンサイジングの実施意向は比較的低くなっていますが、全体の約6割を占めています。
- 公的不動産の活用について、実施意向（実施すべき、どちらかといえば実施すべき）が一番多くなっており、次いで、ネーミングライツ、受益者負担となっています。
- 一方で、施設サービスの見直し、歳出配分の見直し、負債の増加については、実施意向が比較的低下していることから、サービスレベルの低下や、税金負担増が生じない方策を望んでいると考えられます。

4) 都市基盤施設（インフラ）の整備状況について

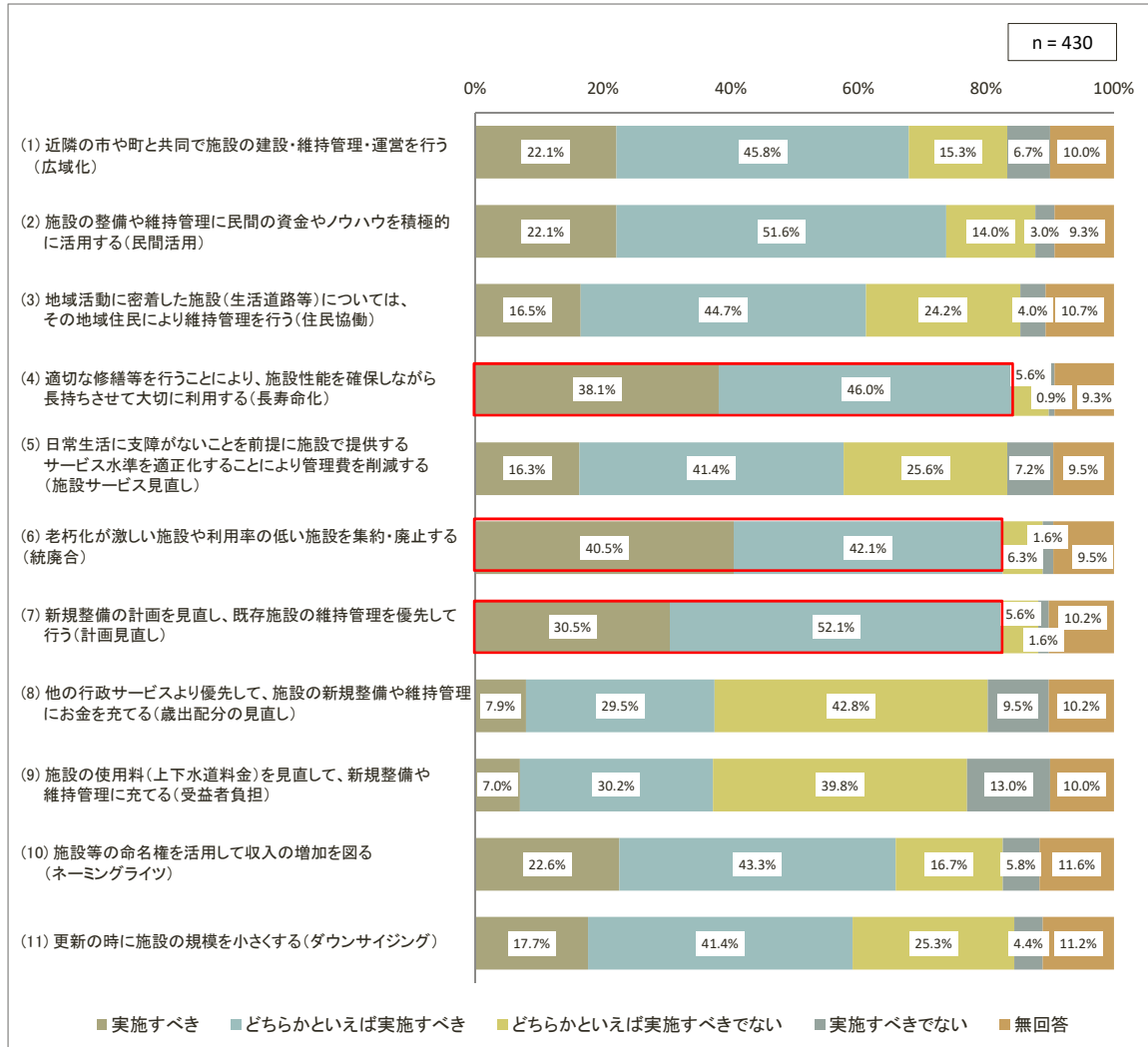
上三川町の都市基盤施設（インフラ）の整備状況（施設数（量）、利用しやすさなど）に対してどのような印象・考えをお持ちですか。



- いずれの都市基盤施設（インフラ）においても、整備状況について「充足している」が4割以上を占めていますが、道路については「不足している」も約3割を占めています。
- 施設類型別で見た場合、公園が他のインフラと比較して「過剰気味である」の割合が若干高くなっています（9.3%）。

5) 都市基盤施設（インフラ）の維持管理の工夫や方策について

都市基盤施設（インフラ）の整備や維持管理について、以下の手法をどう思いますか。手法ごとの選択肢から当てはまるもの一つを選んで○印をつけてください。（複数回答可）



- ・ 長寿命化、統廃合、計画見直しについて、実施意向（実施すべき、どちらかといえば実施すべき）が8割以上を占めており、積極的に取り組むべき方策と考えられます。
- ・ 一方で、歳出配分の見直し、受益者負担については、実施意向が比較的少なくなっており、実施意向よりも、「実施すべきでない」、及び「どちらかといえば実施すべきでない」の合計が上回っていることから、取組に当たっては慎重に検討することが必要と考えられます。

5. 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み

- 現在の公共施設等の数量・規模を維持していく場合の更新・改修費用は、公共建築物（ハコモノ）では、30年間で約345億円、年平均で約11.5億円、都市基盤施設（インフラ）では、30年間で約629億円、年平均で約21.0億円が必要になると見込まれます。
- ハコモノとインフラ全体では、30年間で約974億円となり、年平均で約32.5億円が必要となります。

(1) 公共建築物（ハコモノ）

本町が保有する公共建築物の修繕・更新等に係わる経費について、以下の条件（表2-7）で試算した結果、30年間で約345億円、年平均で約11.5億円が必要となることが試算されました。

表2-7 公共建築物（ハコモノ）の将来推計（概算）の試算条件

- 大規模改修・更新費の算出は、総務省公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針（平成26年4月22日）において提供されている更新費用試算ソフト（ver. 2.10）の基本設定に基づき行います。
- 大規模改修実施年は、建物が築30年に達した段階で、大規模改修期間2年間として算出します。
- 建替えは、建物が築60年に到達した段階で、建替え期間を3年間として算出します。
- 推計初年度以前に大規模改修年数を経過していた場合は、推計初年度（平成29年度）から2年間を大規模改修時期として計上します。
- 将来更新費は、更新費用試算ソフト（ver. 2.10）の基本設定の更新単価をもとに、建物の種類別に延床面積当たりの単価を設定した上で、更新単価×延床面積で試算します。（下表参照）
- 算定期間は、30年間（平成29年～令和28年度）の大規模改修・更新費用の試算を行います。

<大規模改修及び更新単価の設定>

類型	大規模改修	更新	適用する施設種別
市民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡	中央公民館、コミュニティセンター、健康増進施設
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡	図書館
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡	スポーツ施設
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡	—
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡	学校、教育関連施設
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡	児童施設
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡	保健福祉関連施設
医療施設	25万円/㎡	40万円/㎡	—
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡	庁舎等
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡	町営住宅
公園	17万円/㎡	33万円/㎡	—
供給処理施設	20万円/㎡	36万円/㎡	—
その他	20万円/㎡	36万円/㎡	防災施設、その他施設

表 2-8 将来的な大規模改修・更新費（30年間の概算値）

単位: 億円

	平成 29 年度 ～ 令和 28 年度	年度平均
大規模改修費	63	2.1
更新費	282	9.4
将来経費(合計)	345	11.5

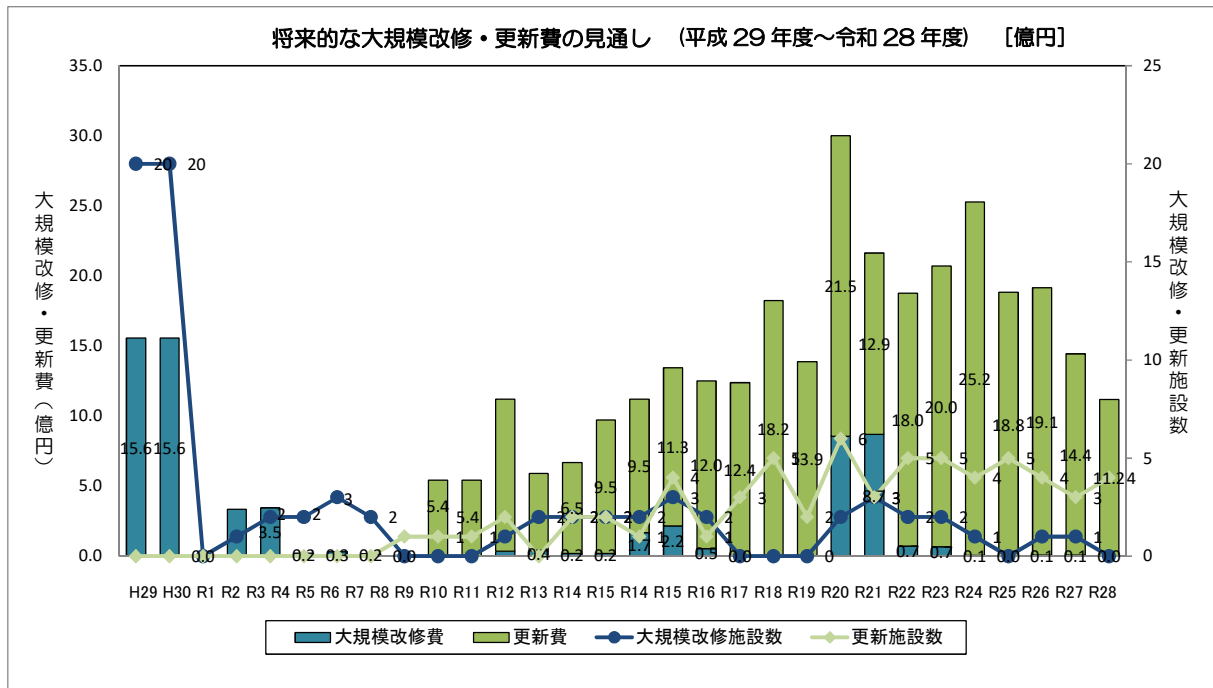


図 2-8 将来的な大規模改修・更新費の見通し（平成 29 年度～令和 28 年度）

(2) 都市基盤施設（インフラ）

施設類型別の中長期的な経費（更新費用）の推計結果から、インフラ（道路・公園・下水道・上水道）としての将来の更新費用の見通し⁸は、図 2-9 のようになります。

標準的な耐用年数で更新等を実施すると想定した場合、インフラに要する更新費用は、50年間で総額約 1,136 億円、年平均約 23 億円と試算されます。

インフラに係る施設は、道路、公園、下水道、上水道といった施設類型や、例えば道路のなかでも舗装や橋りょうなど、多岐にわたり、管理数量も膨大です。上記の施設老朽化に伴う更新費用の増加と、将来の人口動態の変化に伴う税込収や利用収益（上下水道）の減収により、持続的な管理運営の推進が一層課題となります。

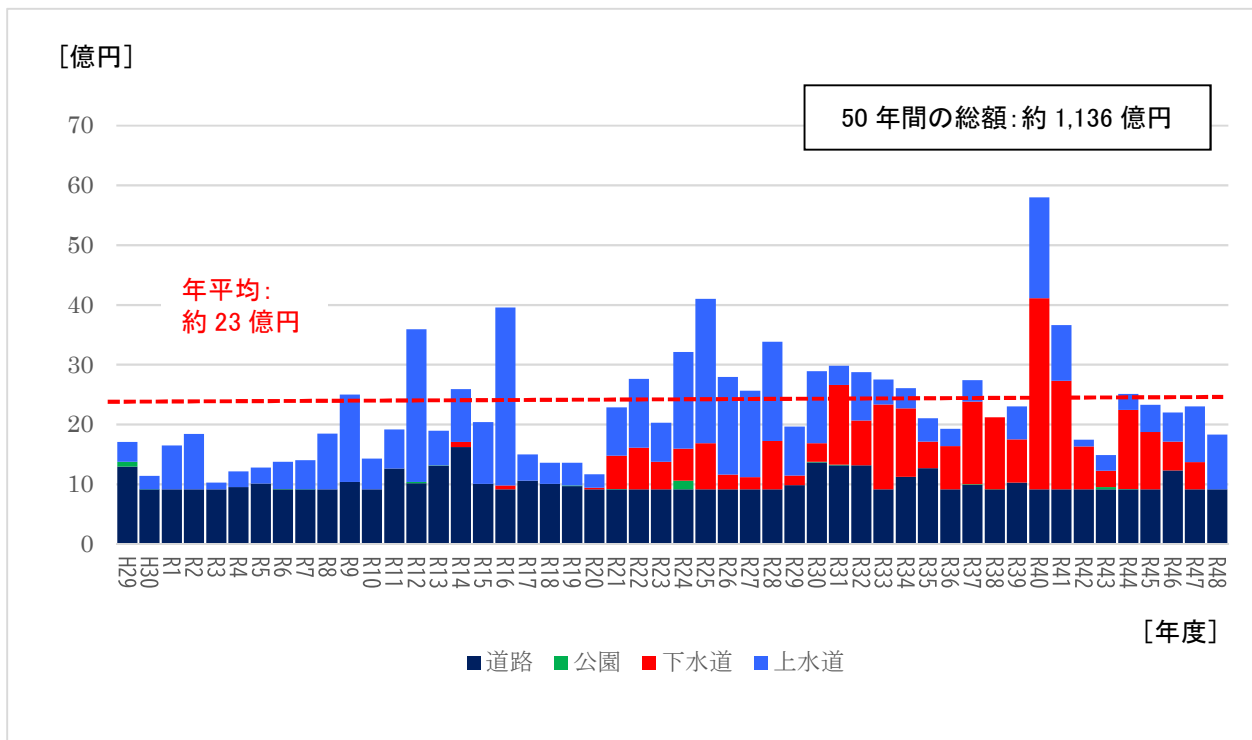


図 2-9 中長期的な経費（更新費用）の見通し（インフラ）

（補足）

経費の算出は、総務省公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月 22 日）において提供されている更新費用試算ソフト ver2.10 の基本設定に基づき行っています。

（道路の例）

- ・ 舗装の費用は、標準的な耐用年数を 15 年と設定し、修繕単価×実面積で算出した費用を 15 年で除して、単年度当たりの費用として計上
- ・ 橋りょうの費用は、更新単価×橋面積で算出した費用を、建設年度を基準に標準的な耐用年数 60 年として計上

⁸総務省公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月 22 日）において提供されている更新費用試算ソフト ver2.10 の基本設定に基づき行っています。また、更新単価については、下水道の一部の管径については実績単価を使用しています。

(3) 更新及び大規模改修に係る中長期的な経費の見通し

標準的な耐用年数等で更新又は大規模改修を実施すると想定した場合、公共建築物(ハコモノ)及び都市基盤施設(インフラ)の前頁までの将来の更新・改修費用を合算すると、図 2-10 のようになります。

- 現在の公共施設等の数量・規模を維持していく場合の更新・改修費用は、公共建築物(ハコモノ)の場合、30年間で約345億円、年平均で約11.5億円、都市基盤施設(インフラ)の場合、30年間で約629億円、年平均で約21.0億円が必要になると見込まれます。
- ハコモノとインフラ全体では、30年間で約974億円となり、年平均で約32.5億円が必要になると見込まれます。
- 上記の公共施設等の更新・改修費用の見通しは、過去5年間(平成22～26年度)の平均投資的経費約19.8億円(一般会計15億円、下水道3.5億円、上水道1.3億円)に対して、約1.6倍となります。

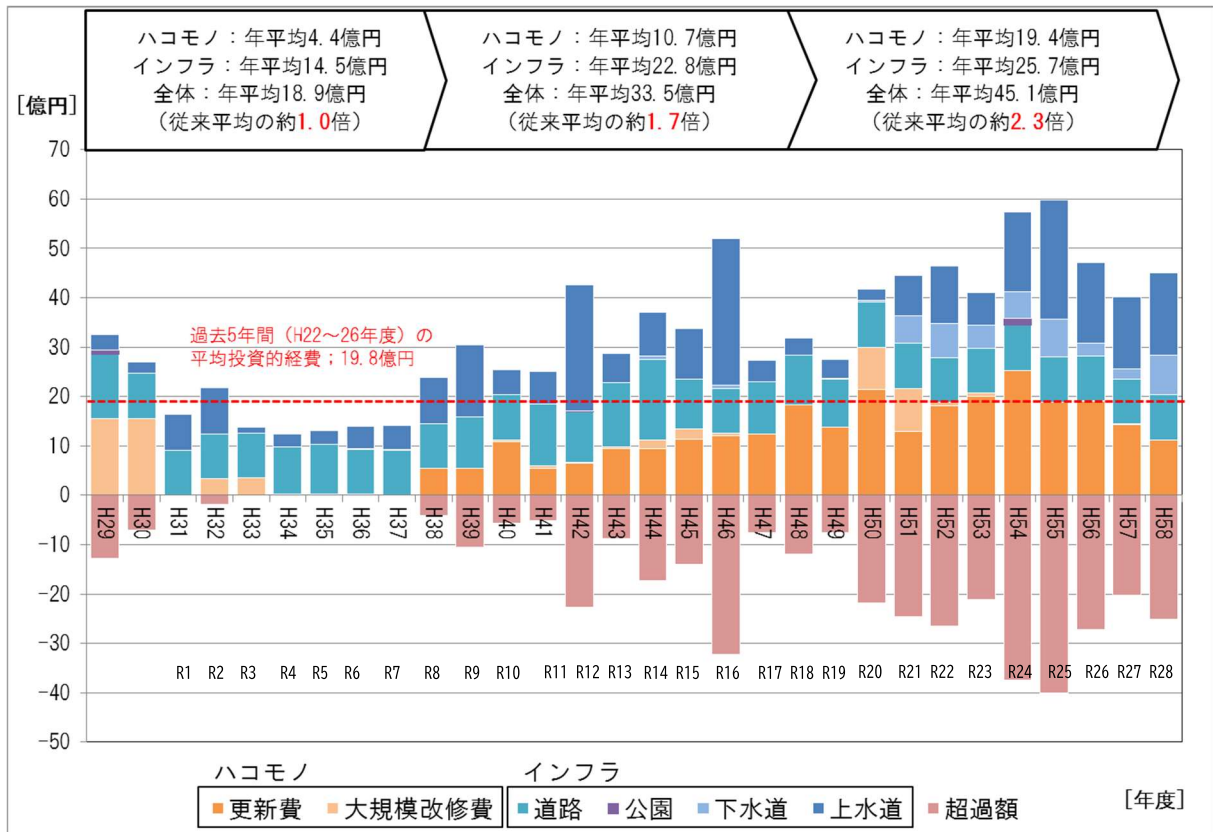


図 2-10 中長期的な経費(更新費用)の見通し(ハコモノ・インフラ)

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

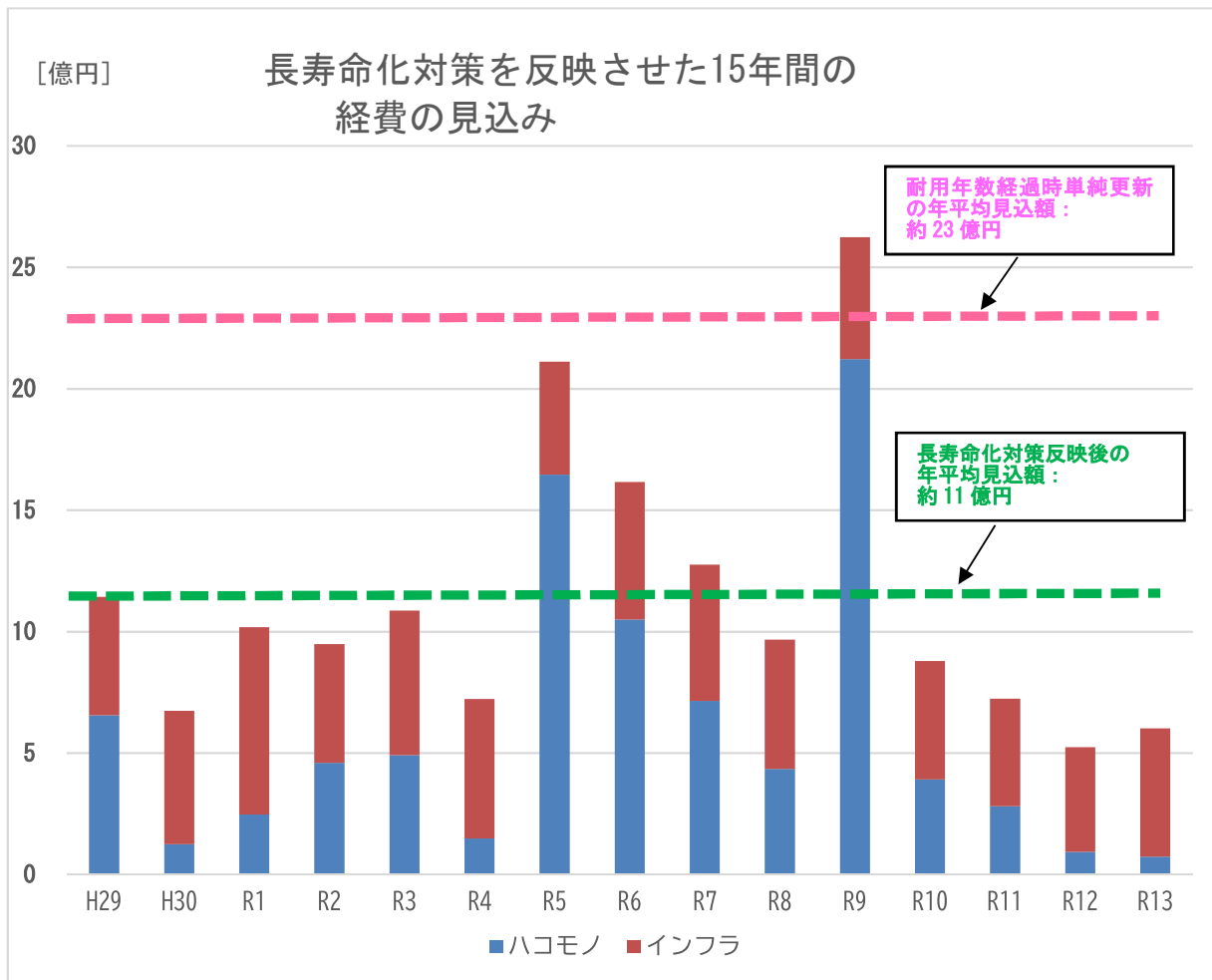
建築物及びインフラ施設の更新等費用の見通し

【平成29年度から令和13年度の15年間】

- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み 約341.3億円 年平均約22.8億円
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み 約169.1億円 年平均約11.3億円
- ・対策等の効果額 約172.2億円 年平均約11.5億円

- ・現在要している維持管理経費（5年間の平均投資的経費） 年平均約10.2億円

長寿命化対策等を行うことにより、耐用年数経過時に単純更新した場合と比較して15年間で約172.2億円の効果があると算出されましたが、平均投資的経費と比較すると、年間約1.1億円の不足が見込まれることから、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減をしながら、財政負担の平準化を図り、財源を確保していく必要があります。



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共建築物（ハコモノ）における主な課題

- 上三川町において比較的規模の大きい施設（上三川町役場、学校等）で老朽化が進んでおり、大規模修繕や更新が今後の大きな財政負担になることが想定されます。
- 新耐震設計基準施行（昭和56年6月）以前に建築された施設については、一部耐震診断・耐震改修が行われていない状況であることから、耐震改修や老朽化対策等による安全性の確保が必要となります。
- 近年の人口減少や少子高齢化の進行から、今後の町全体や各地域の人口動態の変化、財源等を踏まえて、学校や児童関連施設等の将来的な施設のあり方を検討していくことが必要となります。

(2) 都市基盤施設（インフラ）における主な課題

- 第2章5(3)の中長期的な経費（更新・改修費用）の見通し（ハコモノ・インフラ）での集計結果では、年平均でインフラは約21.0億円、ハコモノは約11.5億円になり、インフラはハコモノの約2倍の経費が必要となっています。このことから、財政負担を軽減させるためには、インフラに係る経費の削減も必要です。

(3) 公共建築物（ハコモノ）と都市基盤施設（インフラ）の共通課題

- 今後、公共施設等に係る維持管理・更新費の増加が見込まれ、更新等に当たっては、その機能や役割を再確認した上で、持続可能で最適な規模となるよう十分な検討を行う必要があります。従来の対症療法的な管理から予防保全的な管理への転換によって施設の長寿命化を図るなど、トータルコストを縮減・平準化することが求められています。
- また、維持管理に係る人員・予算は限られており、計画的な管理が必要ですが、行政（官）主体の取組には限度もあるため、民間活力の導入や町民との協働等も必要です。維持管理はPDCAサイクルを回す中で、実態や変化に即してより良いものにしていくことが重要ですが、PDCAサイクルをいかに確実かつ継続的に回していくかが課題となります。

2. 目指すべき姿

本町における人口や財政、公共施設等の現況や将来見通しから把握された課題を踏まえて、公共施設等の管理において本町が目指すべき姿として、下記の3点を掲げます。

■ 安全・安心で持続可能な公共サービスの確保

施設利用者の視点から、

- 安全・安心が最優先で確保されること
- 利用需要の変化に対応した機能（サービス）が提供されること
- 上記が持続的に達成されること

■ 経営的観点で全体最適（全庁的かつライフサイクルで最適）の実現

施設管理者の視点から、

- 最小のコストで上記の公共サービスを確保（最大の効果を発揮）できること
- 全庁的にコスト縮減・平準化し、円滑に（持続的に）事業が推進できること

■ 多様な主体との連携（メンテナンス産業の活性化）

施設の維持管理の担い手の視点から、

- 庁内のメンテナンス市場が民間企業等にとって魅力あるものであること
- 産学官や周辺市町等が連携し、皆で取り組んでいること

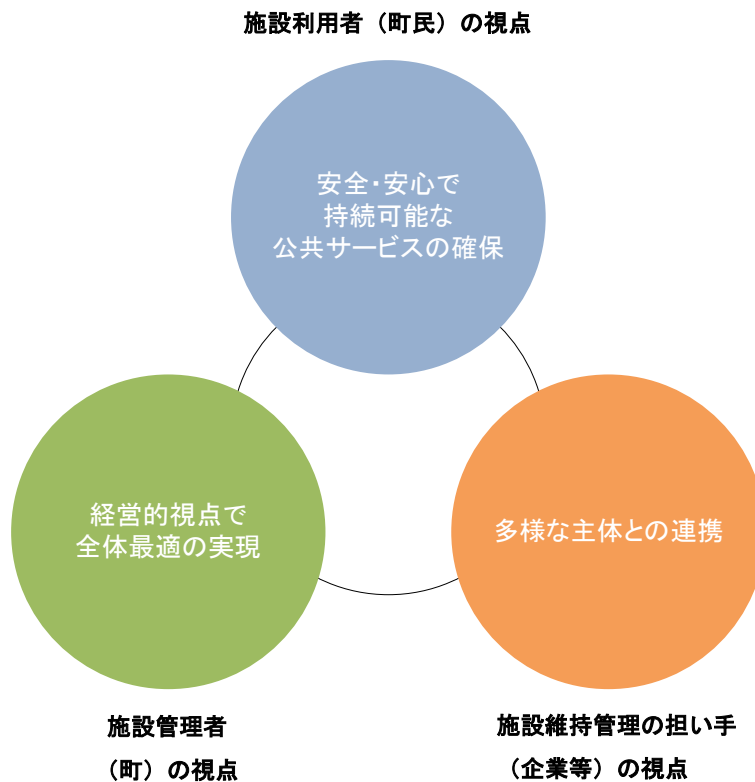


図 3-1 目指すべき姿（3つの視点からのあるべき姿）

3. 上三川町における公共施設等の管理における原則（3つの基本的な方針）

目指すべき姿の実現のためには、歳出の適正化（3M：ムダ・ムリ・ムラの解消）と歳入の確保の両方の視点から段階的な取組の改善を図る必要があります。

そこで、前述した全庁的な取組体制と情報管理・共有のもと、大きく3つの方向性に基づく各種取組を実施していきます。

基本的な方針1：安全・安心の確保（「歳出の適正化」の観点）

基本的な方針2：施設規模・配置・機能等の適正化（「歳出の適正化」の観点）

基本的な方針3：コスト及び財政負担の縮減（「歳出の適正化」「歳入の確保」の観点）

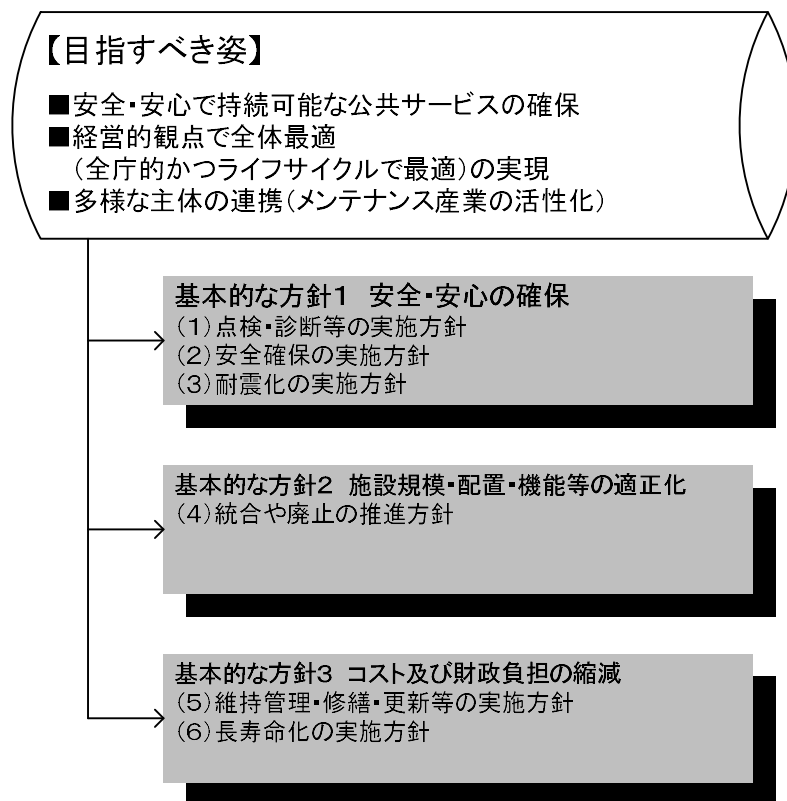


図 3-2 公共施設等の管理における3つの基本方針と各種実施方針

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

現状や課題に関する基本認識、目指すべき姿を踏まえて、以下の3つの基本方針を柱とし、次頁以降に示す具体的な取組方針に基づき、本町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

基本的な方針1 安全・安心の確保

点検・診断等に基づく予防保全型の維持管理を導入し、公共施設等の実態把握と必要な措置の実施、耐震化の推進によって、施設の安全性、町民、施設利用者の安全・安心の確保に取り組みます。

基本的な方針2 施設規模・配置・機能等の適正化

社会情勢の変化や町民ニーズ等に対応した公共施設等のあり方を検討し、施設規模・配置・機能等の適正化に取り組み、施設の利用改善及び提供サービスの質の向上を図ります。

基本的な方針3 コスト及び財政負担の縮減

計画的な維持管理と長寿命化の推進、PPP・PFIの積極的な導入により、公共施設等の維持管理・運営や修繕、更新等に係る中長期的なコストの縮減及び財政負担の平準化に取り組みます。



数値目標

今後30年間で、公共施設等の更新及び大規模改修に係る経費を30%削減する。

経費の削減に関する目標設定は、将来見通しの金額（必要経費（平成29～令和28年度の平均値：32.5億円/年））に対する投資可能額19.8億円/年（一般会計：15億円/年、下水道：3.5億円/年、上水道：1.3億円/年）の不足額（12.7億円/年）を踏まえて設定しています。（不足割合：約39%）

なお、不足額算出の基準となる投資可能額は平成22～26年度の投資的経費の平均値を採用しています。

基本的な方針1：安全・安心の確保

(1) 点検・診断等の実施方針

① 点検・診断等の計画的な実施

公共施設等の機能を可能な限り最小限の経費で長期間維持するために、法定又は自主的な点検・診断等を定期的かつ継続的に実施し、施設状態を詳細に把握することで、適時・適切な措置を確実に実施し、部位ごとの耐用年数の延長を図ります。

なお、管理する施設は膨大であることから、施設の特性等に応じた点検の実施主体や頻度、方法、優先順位等を検討し、点検・診断等を計画的に実施します。

② 点検・診断結果等の適切な管理と活用

点検・診断等で得られた情報については、維持管理の効率化・高度化に向けて、施設台帳の整備を行うとともに、点検・診断結果、工事履歴等の情報の蓄積や活用に取り組みます。また、施設種別や点検種別等に応じて統一的な記録形式（様式等）でのデータベースを構築することで、情報の一元管理を推進します。

蓄積されたデータについては統計的な分析等を行うことで、劣化の傾向や対策効果の検証や、より経済的な対策時期の判断における基礎資料とするなど、個別施設計画に反映していきます。

③ 点検・診断等の効率化・高度化

施設特性等を踏まえた点検・診断基準等の整備を進めるとともに、新技術（ICT、非破壊検査技術等）を目的や対象施設の特性等に応じて活用することで、点検・診断等の効率化・高度化を図ります。

(2) 安全確保の実施方針

① 高度の危険性が認められた場合の対処方法の確立

施設管理者による日常管理や法定点検等によって施設の実態を把握し、利用者や第三者に対する高度の危険性が認められた施設については、安全の確保を最優先に考えて、速やかに利用の停止又は制限、応急措置を実施するなど、緊急的・優先的に対策を実施します。

また、上記のような損傷等が見られた場合には、同種・類似の損傷等が他の施設においても発生している可能性に留意し、巡回・パトロール等の日常点検又は直近の定期点検等における着目点の一つとするなど、安全確保に向けた対処方法の確立に取り組みます。

② 事故の未然防止

老朽化等により供用を停止又は放置され今後も利用見込みがない施設については、周辺環境への影響や不法侵入による事故の発生等を考慮し、早期に売却等による処分を検討し、安全性の確保を図ります。

また、早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による立入禁止措置や定期的な見回りにより、安全性の確保に努めます。

(3) 耐震化の実施方針

① 効率的な対策の実施

長寿命化対策と耐震対策を同時に施工することによりコスト削減を図るなど、大規模修繕等の機会を捉えた効率的な対策を実施します。

② 耐震改修促進計画の推進（ハコモノ）

多くの町民が利用する公共建築物（ハコモノ）については、「上三川町建築物耐震改修促進計画」に基づく耐震診断及び耐震補強を推進します。

③ 災害時のライフライン機能の確保（インフラ）

都市基盤施設（インフラ）の多くはライフラインとして町民の生活に直結しており、これら施設の被害を最小限に抑えることは町民の安心の確保につながります。また、道路や橋りょう等の地震による崩壊は、人命につながる重大な事故に発展する危険性や、災害時等の救助・復旧における物資や人員等の輸送機能が発揮されない事態に直結するため、耐震対策の必要性を把握した上で、施設特性に応じた優先度を設定し、計画的な耐震対策を推進します。

基本的な方針2：施設規模・配置・機能等の適正化

(4) 統合や廃止の推進方針

① 施設総量の適正化

(共通)

単純な建替え・更新を前提とするのではなく、更新時期を捉えつつ、人口動態や社会情勢・ニーズの変化、各施設の利用・需要の実態・見通し等を踏まえて、各施設の必要性を再検討しながら、規模・配置・機能等の適正化を図ります。また、既存の新規整備計画についても適宜見直しを行い、将来的に持続不能となることのないよう総量の適正化を図ります。

(ハコモノ)

施設ではなく、あくまで必要な機能の確保を目的として、更新時期を捉えた他施設との統合による多機能化・集約化等も含めて検討し、全体的な保有総量の適正化を図ります。建設コストや運営経費の大幅な削減に有効と考えられる民間サービスの活用による建替えに頼らない手法についても積極的に検討します。

ただし、既存施設に対する本来必要な機能の補完や、社会情勢の変化に伴って必要とされる機能・規模の拡充についても合わせて推進します。

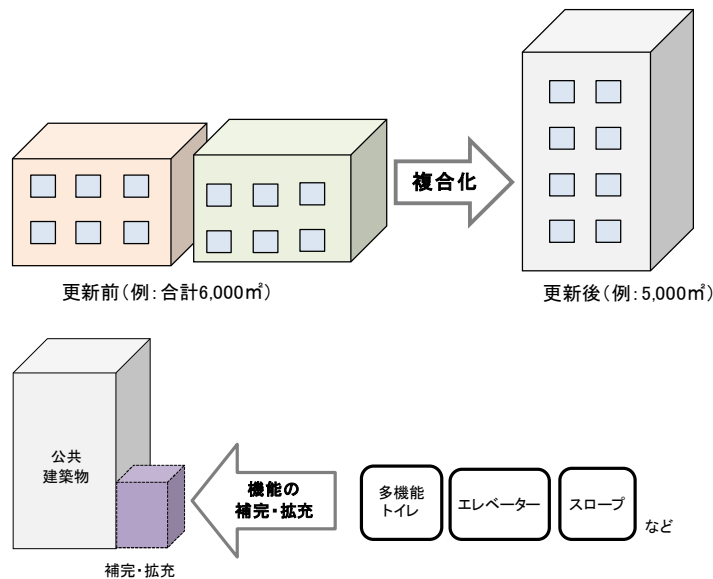


図 3-3 公共建築物（ハコモノ）の複合化及び機能の補完・拡充（イメージ図）

(インフラ)

更新の実施に当たっては、必要に応じてダウンサイジング⁹等により更新コストを削減します。

⁹ コストの削減や効率化（需要との整合）を目的として、施設の規模を小さくすること（例：水道管の管径（サイズ）を小さなものに変更（更新）する等）。

② 公共施設等の除却・処分

廃止すべきと判断された公共施設等は適時、利用を中止し、運営経費の削減を図ります。また、他の町民サービスによる有効利用を検討した上で、最終的に活用見込みがないと判断したものについては除却します。

過去の公共事業の残地や代替地等で利用の見込みのない資産、及び上記の除却、又は再配置等で生み出された土地も含めて、新たな利活用調整スキームを検討します。

また、利用者が特定の団体に固定している場合や民間事業者等による施設の保有とすることでより効果的な活用が見込まれる施設については、売却促進につながる効果的な方策を検討し、売却による歳入確保を積極的に推進します。

③ 余裕スペース等の利活用

施設機能の集約・統合等により生じた余裕スペースについては、転用のほか、行政財産の活用機会の拡大を目的とした地方自治法改正の趣旨を踏まえ、町民サービスの向上を図る観点から、民間事業者への貸付けも含めて有効活用します。

また、公共施設等へのネーミングライツ及びスポンサー制度の導入等を促進し歳入確保を図ります。

基本的な方針3：コスト及び財政負担の縮減

(5) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 個別施設計画に基づく着実な修繕・更新等の実施

公共施設等の管理運営を持続的に実施していくためには、維持管理・修繕・更新に係る中長期的な経費を縮減させていくとともに、年度ごとの経費も可能な限り平準化させる必要があります。そのため、本計画に基づく個別施設計画の策定を推進し、施設特性に応じた対策の優先順位を設定し、中長期的な視点により財政負担の縮減と平準化を図りながら、計画的な維持管理を実施します。(図 3-4 参照)。

また、個別施設計画をすでに策定している施設についても、各施設の所管課が、点検・診断等の結果を踏まえて適宜見直します。

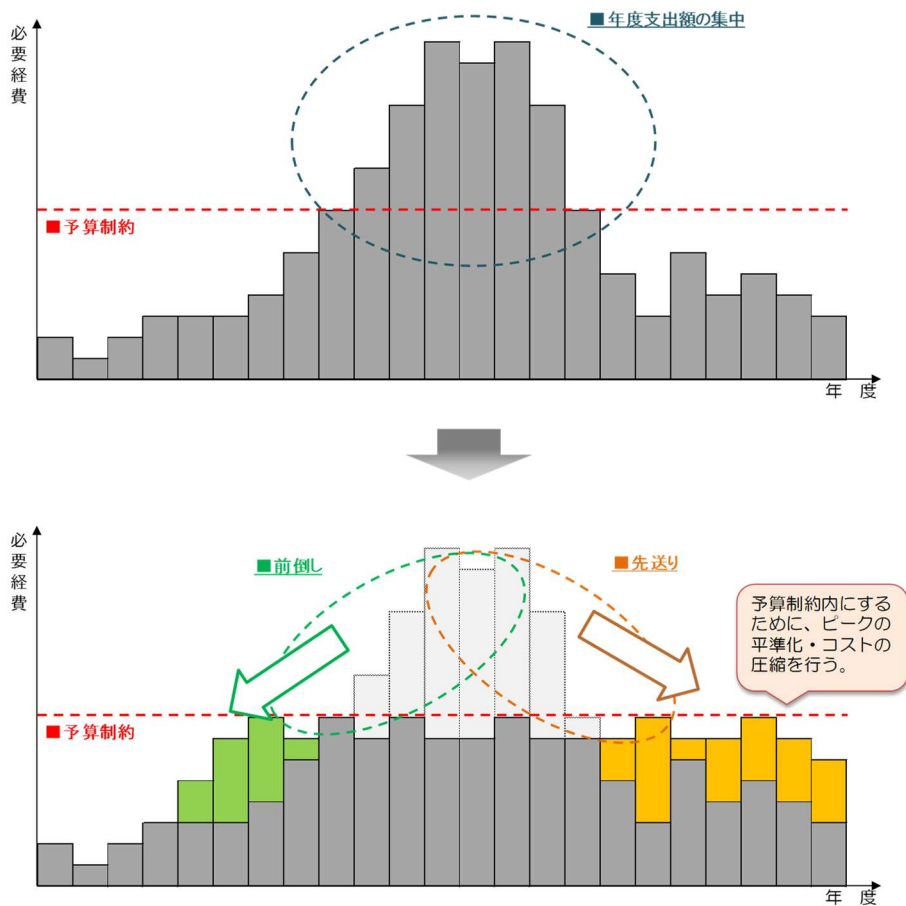


図 3-4 年度支出額の平準化 (イメージ図)

② 合理的な維持管理・修繕・更新等の実施

中長期的なトータルコストの削減を実施するために、維持管理において得られた知見等を設計にフィードバックし、現状よりも長寿命でメンテナンスしやすいような構造としたうえで、施工品質の確保に努めます。また、新技術・新工法の導入、さらには更新後の維持管理まで包括した委託などの官民連携による公共施設等に係るトータルコストの削減方法の導入についても検討します。

③ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、施設の改修や更新をする際には、多様な利用者を考慮したユニバーサルデザインの導入を推進します。

④ 環境に配慮した施設整備の推進方針

公共施設等の更新等に当たっては、脱炭素・循環型社会の実現に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギー、既存設備の省エネルギー型や温室効果ガス排出量の少ない機器への転換等について、経済面や施設の特性等を考慮しながら推進します。

(6) 長寿命化の実施方針

① 長寿命化対象施設の選別

全ての施設を一様に長寿命化しては更新の集中時期を先送りしたことに過ぎず、財政負担の軽減は図れません。また、後述する長寿命化に必要な予防保全の考え方は、施設の特性によってはなじまないものもあります。そのため、施設の特性や利用状況、老朽化状況、長寿命化対策によるコスト削減効果などを総合的に勘案し、今後とも長期間にわたり、町が保有し、行政サービスを提供することが適当な施設を選別したうえで計画的な長寿命化を実施します。

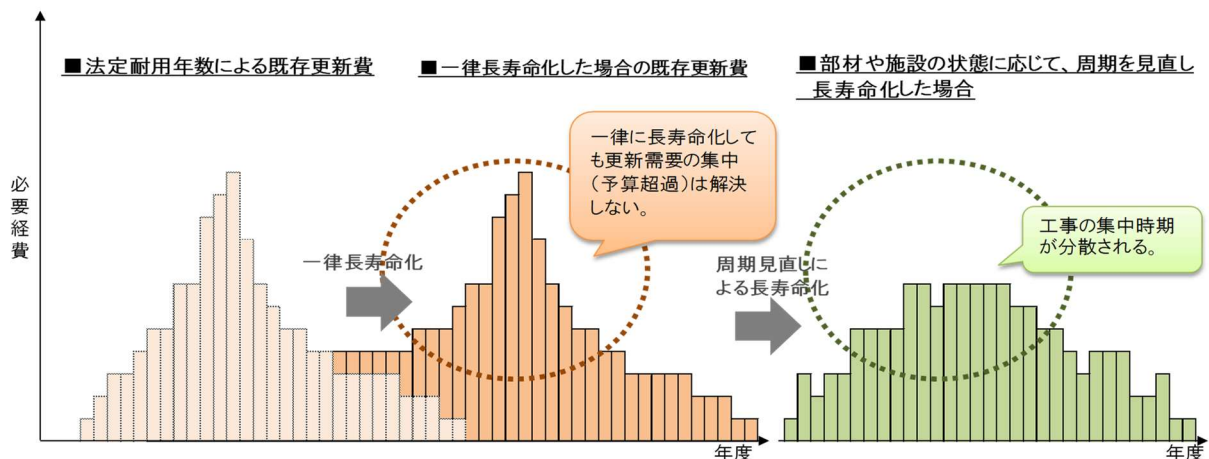


図 3-5 長寿命化による更新費の平準化 (イメージ図)

② 予防保全の導入

点検・診断等により劣化・損傷が顕著となった段階で対症的に対策を実施する管理(事後保全)から、劣化・損傷が軽微な段階で簡易な修繕等を行う予防保全による管理へと維持管理方針を転換し、施設の長寿命化を図ります。

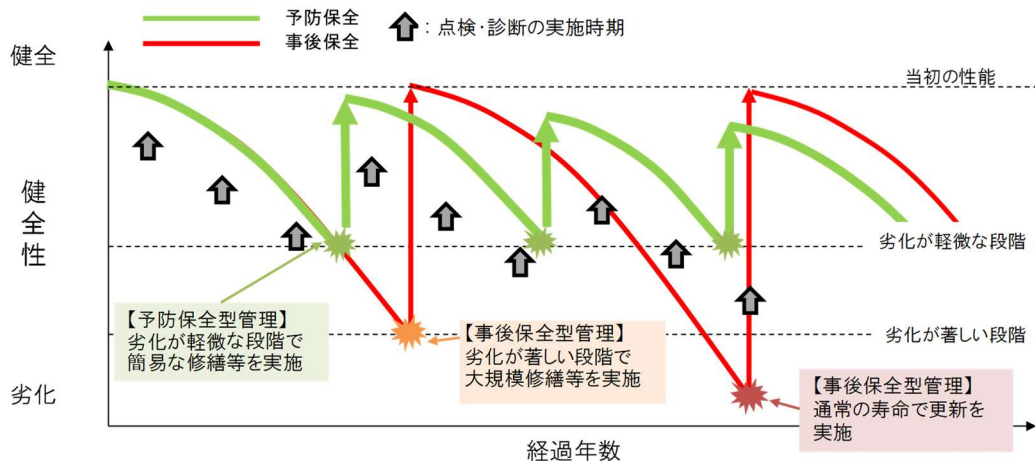


図 3-6 予防保全と事後保全の比較 (イメージ)

③ 長寿命化対策の推進

(共通)

施設の物理的な寿命を正確に把握又は予測することは、現状では技術的に困難な面もあるため、定期的な点検・診断等により個別施設ごとの状態を正確に把握し、施設の特性に応じた適切な対策を行います。修繕等に当たっては、適切な工法・材料等を検討し、新技術・新工法の導入を検討することで、コストの縮減や性能の回復・向上効果の確保を図ります。

(ハコモノ)

公共建築物(ハコモノ)の長寿命化を推進するため、「目標耐用年数」を設定し、計画的な保全の実施や材料・工法等の適切な選択を行うことで、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。

(インフラ)

都市基盤施設(インフラ)は、施設類型ごとに形状や構造が異なるため、個別施設ごとの特性を踏まえた適切な長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、長寿命化対策を着実に実施します。本町において既に策定されている「上三川町橋梁長寿命化修繕計画」については、本計画における方向性や指針との整合性を図りつつ、また、今後新たに策定する個別の長寿命化計画についても各計画の内容を踏まえて長寿命化を推進していきます。

また、インフラはハコモノの約2倍の経費が必要となっていることから、財政負担を軽減させるため、積極的に新技術・新工法の導入などを行い、長寿命化を図ります。

5. 計画の推進体制・方策

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

① 全庁的な取組体制

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化など総合かつ計画的な管理に当たっては、全庁横断的なマネジメントと各所管レベルのマネジメントの両者が機能・連携した取組体制の構築が必要です（図 3-7）。

全庁横断的なマネジメントとは、本計画に基づく PDCA サイクル（縦の PDCA）を回す取組であり、公共施設マネジメントの担当課のもとで、各所管課等における取組を全庁横断的に統括・調整するものです。また、公共施設マネジメントの担当課は各所管課が修繕・改修計画を策定する際に技術的助言を行うものとしします。

各所管レベルのマネジメントとは、各所管課等が策定する個別施設計画に基づく PDCA サイクル（横の PDCA）の取組であり、各個別施設計画に従って、各所管課等が主体となって各施設の現場の実態に即した維持管理・更新等を実践するものです。

② 情報管理・共有方策

公共施設等の統一的な情報管理媒体として固定資産台帳等の公会計情報を活用し、全庁的な情報の一元化・共有体制を構築します。固定資産台帳は、法定又は管理台帳等と相互に台帳番号等で紐付けすることで、常に施設に係る最新情報が共有される体制を構築します。

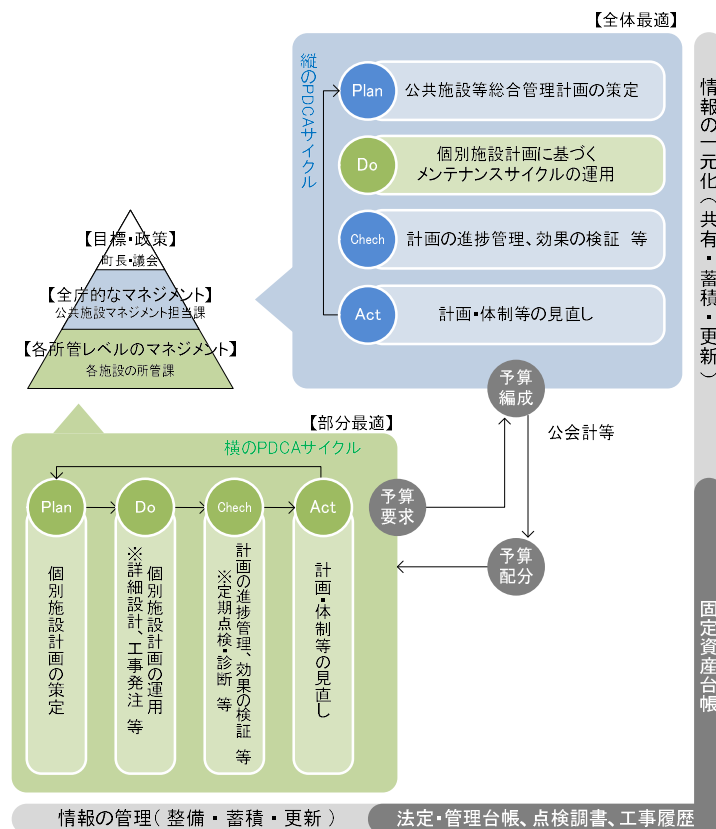


図 3-7 全庁的な取組体制及び情報管理・共有のあり方（イメージ）

(2) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

① 公共施設マネジメント体制の構築・明確化

本町の公共施設マネジメントは、町全体での取組となるため、人事や財務、施設状況等の情報は、所管課毎の管理ではなく、各所管課の情報を横断的に把握し、各施設データの一元管理を行い、各個別施設の所管部門の協議や調整、情報共有等を図りながら効率的・効果的に実施します。

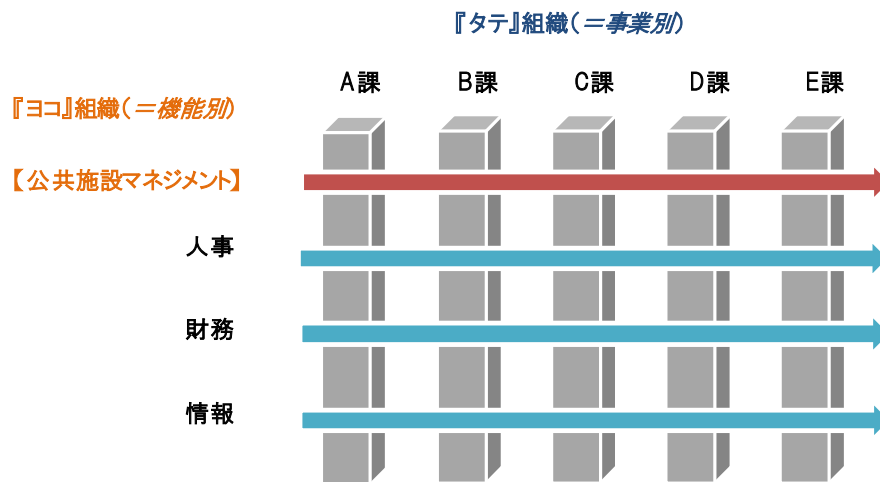


図 3-8 公共施設マネジメント体制

② 人材育成（職員研修の実施）

本計画は全庁的なマネジメントであり、本計画の取組を推進するためには、各職員がマネジメントを導入する目的や意義を意識することが重要です。そのため、研修や庁内広報等を通じて、公共施設マネジメントのあり方、公共施設等を経営するという視点に立った場合の総量の適正化、保全的な維持管理及びコストに対する意識の向上など、全庁的なマネジメントを実施していることの共通認識を図るとともに、職員の意識啓発に取り組みます。

また、点検に従事する職員に対しては、適切な点検が可能となるよう技術職員や専門家等による技術研修会等を実施し、技術力の向上に努めます。

③ 民間活力（PPP）の導入

民間による整備（改修・更新）、管理運営が可能なサービスを有する公共施設等については、積極的に民間活力の導入を検討します。

また、本町では上三川いきいきプラザ等、すでに指定管理者制度を導入している施設もあり、これら実績を踏まえて、サービスや管理運営コスト縮減の効果向上を目指します。

④ 受益者負担の適正化

受益者負担の原則や受益者の公平性を踏まえて、引き続き公共施設等の使用料及び手数料の定期的な見直しを行います。施設利用者だけでなく幅広い町民の意見を聞きながら、施設の受益者負担のあり方についても適切に情報を提供し、積極的に検討していきます。

(3) フォローアップの実施方針

公共施設等に関する基本的な方針等は、人口動態や財政状況等の与条件下で策定するものであり、各所管課等における施設類型別の個別施設計画の策定・見直しと、それらに基づき維持管理を実践していくことが前提となるものです。

したがって、人口や財政、その他の動向等の与条件の変化に応じた基本方針等の見直し、また、基本方針等に基づく個別施設計画の策定・運用による公共施設マネジメントの実績から得られた知見等のフィードバック、施設類型別の各個別施設計画の俯瞰的な進捗管理の観点で、PDCAサイクルによるフォローアップを行います。

また、評価結果や社会情勢の急激な変化等も踏まえて、たとえ計画期間内であっても必要に応じてフォローアップによる基本方針等の適宜見直しや拡充、整理によって、基本方針等の実効性を高めながら、公共施設等の質と量の最適化による安全・安心なサービスの持続的な提供の実現を図ります。

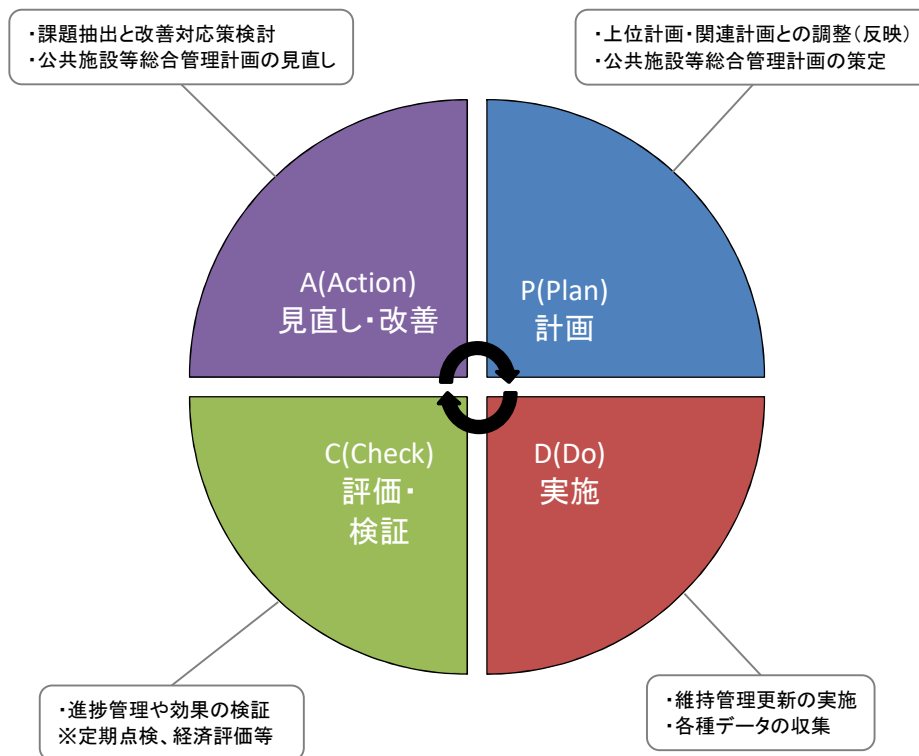


図 3-9 PDCA サイクルによる公共施設マネジメント (イメージ)

第4章 施設類型別基本方針

1. 施設類型について

施設類型別基本方針は、前章の「公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に沿って施設類型ごとに定めます。また、公共建築物（ハコモノ）のあり方の検討は、「建物」と「機能（サービス）」の二つの側面を分けて考えることが有効であるため、本章ではこの両面について整理していきます。

表 4-1 施設類型一覧（公共建築物（ハコモノ））

分野(大区分)	施設類型	施設の説明	施設内容	施設数
公共建築物 (ハコモノ)	中央公民館	町民の生涯学習・地域活動の拠点として、多種多様な学習機会・情報の提供、自発的な学習活動及び地域や団体活動の援助・協力をを行う施設	中央公民館	1
	コミュニティセンター	地域住民の連携意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的とした施設	コミュニティセンター(5)	5
	健康増進施設	保健センター機能、町民交流センター機能、総合健康活動促進機能、青少年健全育成機能、保健福祉関連諸機能により、将来に渡り少子高齢化社会に対応しすべての町民の福祉の向上と健康維持・増進を図るための施設	上三川いきいきプラザ	1
	スポーツ施設	町民の健康・体力の維持増進とコミュニティ活動の活性化を図れるよう地域スポーツ活動の拠点として設置する施設	体育センター、武道館等	4
	図書館	図書館法に基づいた町民の文化、教養、調査研究及びレクリエーション等に資するための施設	図書館	1
	保健福祉関連施設	障害福祉の推進、地域福祉向上等を目的として設置する施設	ふれあいの家ひまわり、地域福祉センター(2)	3
	学校	学校教育法に基づき義務教育を実施するための施設	小学校(7)、中学校(3)	10
	教育関連施設	学校給食法に基づき学校給食を提供する給食センター、及び放課後等において必要な生活習慣、遊び等を学習する場を提供して児童の健全育成活動の向上を図る学童保育施設	給食センター、学童保育館(7)	8
	児童施設	子育て支援拠点として多様な子育て支援活動を実施し、子育て家庭へのきめ細やかな育児支援を行うことを目的とした施設	子育て支援センター	1
	庁舎等	町の行政事務を行うために設置している施設	町役場	1
	防災施設	消防組織法に基づき消防団活動の拠点として設置する施設	消防団詰所(12)	12
	町営住宅	所得が少なく住宅に困窮する方を扶助するために設置する町営住宅	町営住宅(3)	3
	その他施設	上記以外のその他の施設	文化財作業所、農村環境改善センター、農産物加工所、集会所、農産物直売所、生沼家住宅	6

表 4-2 施設類型一覧（都市基盤施設（インフラ））

分野(大区分)	施設類型	施設の説明	施設内容
都市基盤施設 (インフラ)	道路	人や車両の通行のための施設	道路・橋りょう・道路附属物 (道路照明灯、道路標識等) など
	公園	都市公園は、本来、屋外における休息、レクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、震災時における避難地等としての機能を目的とする施設	公園施設(管理事務所、便所 など)
	下水道	下水(雨水及び汚水)を排除するために設けられる排水管、排水渠その他排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設	管路施設、クリーンセンター など
	上水道	配水場及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設	管路施設、配水場など

2. 公共建築物（ハコモノ）の施設類型別基本方針

公共建築物（ハコモノ）の施設類型別基本方針の対象施設は、令和2年度末（令和3年3月末）時点で町が保有している施設とします。

(1) 中央公民館

1) 類型別施設概要

表 4-3 施設の概要（中央公民館）

施設名称	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備考
中央公民館	48	1,824	直営	

※築年数は令和3年1月を基準として算出。

2) 施設の現状・課題

<p>①施設の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央公民館は地区1に1施設を設置しており、直営で運営しています。 築40年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。また、耐震診断・耐震改修が未実施の状況となっています。 利用者アンケート結果では、施設（中央公民館）の今後のあり方について、現在の規模で建替えすべきとの回答が約3割を占めています。 町民アンケート結果では、中央公民館は、よく利用する（月1回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が14.2%となっており、定期的な利用者が比較的少ない状況です。 町民アンケート結果では、中央公民館の維持・充実の優先度については、14類型中10番目となっています。（18.8%）
<p>②施設の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定されることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。 全体的に貸室の稼働率が低いことから、貸室機能の一部見直し等による稼働率の向上を検討する必要があります。

3) 施設類型別基本方針

- 施設更新時期を見据え、統合や規模の最適化を進めます。
- 更新については、建設コストを削減し、機能の向上、利用ニーズなどを考慮した、生涯学習・子育て支援複合施設の建設を計画しています。

(2) コミュニティセンター

1) 類型別施設概要

表 4-4 施設の概要（コミュニティセンター）

施設名称	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備考
坂上コミュニティセンター	34	358	指定管理	
本郷北コミュニティセンター	18	366	指定管理	
明治南コミュニティセンター	35	330	指定管理	
石田コミュニティセンター	38	360	指定管理	
明治コミュニティセンター	11	482	指定管理	

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

- ・ コミュニティセンターは、地区1に1施設、地区2に3施設、地区3に1施設の5施設を設置しており、全ての施設が指定管理者により運営されています。
- ・ 3施設（坂上コミュニティセンター、明治南コミュニティセンター、石田コミュニティセンター）は築30年を経過しており、老朽化が進んでいます。
- ・ 利用者アンケート結果では、施設（明治コミュニティセンター）の今後のあり方について、できるだけ現施設を維持すべきとの回答が約9割を占めています。
- ・ 町民アンケート結果では、コミュニティセンターは、よく利用する（月1回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が15.6%となっており、定期的な利用者が比較的不い状況です。
- ・ 町民アンケート結果では、コミュニティセンターの維持・充実の優先度については、14類型中13番目となっています。（13.5%）

②施設の課題

- ・ 今後、経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定されることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- ・ 利用数が近年減少傾向であり、利用者1人当たりのコストが比較的高い施設（坂上コミュニティセンター等）があることから、地域ニーズを踏まえた施設のあり方や利用促進のための工夫が必要です。

3) 施設類型別基本方針

- 各地区の将来人口や高齢化等の需要動向を踏まえた上で、コミュニティセンターのあり方を検討します。
- 将来的な利用ニーズが見込めるコミュニティセンターは、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 学校の建替え等に合わせて、学校や教育関連施設等との複合化を検討します。その際に、必要機能の見直しやPPP等の民間活力の導入による効率化を図ります。

(3) 健康増進施設

1) 類型別施設概要

表 4-5 施設の概要（健康増進施設）

施設名称	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備考
上三川いきいきプラザ	13	6,791	指定管理	

※サウナ（H24.3 竣工）を含む。

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

- ・ 上三川いきいきプラザは地区1に設置しており、指定管理者により運営されています。
- ・ 築年数が13年であり、比較的新しい施設となっており、複合施設として保健センター機能、町民交流センター機能、総合健康活動促進機能、青少年健全育成機能、保健福祉関連諸機能を有しています。
- ・ 利用者アンケート結果では、施設（上三川いきいきプラザ）の今後のあり方について、できるだけ現施設を維持すべきとの回答が約7割を占めています。
- ・ 町民アンケート結果では、健康増進施設は、よく利用する（月1回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が39.3%となっており、定期的な利用者が比較的多い状況です。
- ・ 町民アンケート結果では、健康増進施設の維持・充実の優先度については、14類型中3番目となっています。（43.7%）

②施設の課題

- ・ 上三川いきいきプラザは運営コストに対する使用料収入の割合が低く、今後は経年劣化による施設設備の修繕費用が増加することが見込まれるため、維持管理・運営の効率化の検討が必要です。
- ・ 上三川いきいきプラザは、築年数は比較的新しいですが、稼働率が高く、設備等の破損時に利用者への影響が大きいため、予防保全を含めた施設の効率的な修繕・更新等が必要です。

3) 施設類型別基本方針

- 施設の維持を基本に、計画的な修繕・改修による長寿命化を進めるとともに、防災機能の向上を図ります。
- 指定管理者制度に基づいた業務の進捗管理や指定管理料の見直しとともに、施設利用料の適正化などにより、維持管理・運営の効率化を図ります。

(4) スポーツ施設

1) 類型別施設概要

表 4-6 施設の概要 (スポーツ施設)

施設名称	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備考
体育センター	41	3,047	指定管理	
武道館	40	357	指定管理	
弓道場	40	143	指定管理	
テニスコート (管理棟)	29	126	指定管理	

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

- ・ 体育センターは地区1に設置しており、同じ富士山公園内には武道館、弓道場、テニスコート (管理棟) を併設し、指定管理者により運営されています。
- ・ 体育センター、武道館、弓道場は築40年以上を経過しています。体育センターは大規模改修を行いました。武道館、弓道場は耐震診断・耐震改修が未実施の状況となっています。
- ・ 利用者アンケート結果では、施設 (体育センター) の今後のあり方について、できるだけ現施設を維持すべきとの回答が約6割を占めています。
- ・ 町民アンケート結果では、スポーツ施設は、よく利用する (月1回以上)、たまに利用する (年に数回) の合計が7.4%となっており、定期的な利用者は少ない状況です。
- ・ 町民アンケート結果では、スポーツ施設の維持・充実の優先度については、14類型中11番目となっています。(16.5%)

②施設の課題

- ・ 体育センター、武道館、弓道場は築40年以上を経過しており、体育センターは大規模改修を行いました。武道館、弓道場については、今後、経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定されることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- ・ 使用料収入を維持管理・運営費が大きく上回っていることから、受益者負担の見直し等による施設の効率的な維持管理・運営が必要です。

3) 施設類型別基本方針

- 町民のスポーツ活動拠点としての機能の維持を基本に、計画的な修繕・改修による長寿命化を進めるとともに、今後の人口動向や利用ニーズを踏まえて、統合や規模の最適化を検討します。
- 指定避難場所に位置付けている施設 (体育センター) は、修繕・改修に合わせて防災機能の向上を図ります。
- 指定管理者制度に基づいた業務の進捗管理や指定管理料の見直しとともに、施設利用料の適正化などにより、維持管理・運営の効率化を図ります。

(5) 図書館

1) 類型別施設概要

表 4-7 施設の概要（図書館）

施設名称	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備考
図書館	38	2,341	指定管理	

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

- ・ 図書館は地区 1 に設置しており、指定管理者により運営されています。
- ・ 築 38 年が経過しており、老朽化が進行しています。
- ・ 利用者アンケート結果では、施設（図書館）の今後のあり方について、できるだけ現施設を維持すべきとの回答が約 6 割を占めています。
- ・ 町民アンケート結果では、図書館は、よく利用する（月 1 回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が 23.7% となっており、定期的な利用者が比較的多い状況です。
- ・ 町民アンケート結果では、図書館の維持・充実の優先度については、14 類型中 6 番目となっています。（40.5%）

②施設の課題

- ・ 図書館は築 38 年が経過しており、今後、経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定されることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。

3) 施設類型別基本方針

- 図書館サービスの維持を基本に、計画的な修繕・改修による長寿命化を進めます。また、修繕・更新と合わせて、防災機能の向上を図ります。
- 施設更新時には、今後の利用状況や電子図書館サービスの動向なども考慮の上、規模の最適化を検討します。
- 指定管理者制度に基づいた業務の進捗管理や指定管理料の見直しにより、維持管理・運営の効率化を図ります。

(6) 保健福祉関連施設

1) 類型別施設概要

表 4-8 施設の概要（保健福祉関連施設）

施設名称	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備考
ふれあいの家ひまわり	37	1,574	指定管理	
こども発達支援センター	45	285	指定管理	旧 上三川北地域福祉センター
本郷地域福祉センター	48	268	指定管理	

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

- ・ ふれあいの家ひまわり、こども発達支援センターは地区1に、本郷地域福祉センターは地区3に設置しています。
- ・ ふれあいの家ひまわり、こども発達支援センター、本郷地域福祉センターは指定管理者により運営しています。
- ・ ふれあいの家ひまわり、こども発達支援センター、本郷地域福祉センターとも、築30年以上を経過しています。また、本郷地域福祉センターは、耐震診断・耐震改修が未実施の状況となっています。
- ・ 町民アンケート結果では、保健福祉関連施設は、よく利用する（月1回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が3.7%となっており、定期的な利用者は少ない状況です。
- ・ 町民アンケート結果では、保健福祉関連施設の維持・充実の優先度については、14類型中9番目となっています。（21.6%）

②施設の課題

- ・ ふれあいの家ひまわり、こども発達支援センター、本郷地域福祉センターは築30年以上を経過しており、今後、経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定されることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- ・ 地区2については、保健福祉関連施設がないことから、将来的な保健福祉機能のあり方について検討が必要です。

3) 施設類型別基本方針

- 保健福祉サービスの維持を基本に、計画的な修繕・改修による長寿命化を進めます。
- 施設更新時には、今後の利用ニーズや保健福祉サービスの動向なども考慮の上、規模の最適化や各地区単位での保健福祉サービスのあり方を検討します。

(7) 学校

1) 類型別施設概要

表 4-9 施設の概要 (学校)

施設名称		築年数(年)	延床面積 (㎡)	児童・生徒数 (R3)	備考
小学校	上三川小学校	50	8,095	660	
	北小学校	41	6,346	211	
	坂上小学校	44	4,412	103	
	本郷小学校	45	5,149	136	
	本郷北小学校	39	4,768	249	
	明治小学校	37	5,915	175	
	明治南小学校	55	4,889	131	
計		-		1,665	
中学校	上三川中学校	47	8,381	377	
	本郷中学校	53	4,989	242	
	明治中学校	43	6,826	304	
	計	-		923	

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

- ・ 小学校は、地区1に3施設、地区2に2施設、地区3に2施設を設置し、中学校は、各地区に1施設ずつ設置しています。
- ・ 全ての施設が築30年以上を経過していますが、耐震診断・改修を実施済みです。
- ・ 小・中学校の児童・生徒数はともに減少傾向となっています。
- ・ 町民アンケート結果では、学校の維持・充実の優先度については、14類型中1番目となっています。(78.8%)

②施設の課題

- ・ 上三川町の全ての小学校、中学校が築30年以上を経過しており、今後、経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定されることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- ・ 今後、児童・生徒数の更なる減少が想定されることから、将来的な学校施設のあり方を検討していく必要があります。

3) 施設類型別基本方針

- 将来的に児童・生徒数の更なる減少が想定されることから、学校の更新時期を見据えるとともに、教育機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から、学校規模の適正化を検討します。
- 地域の防災拠点や地域の拠点・交流施設として存続が必要な学校は、長寿命化や防災機能の強化を図るとともに、更新の際に教育関連施設やコミュニティセンター等との複合化を検討します。
- 学校の更新時には、PPP等の民間活力の導入により、建替整備及び維持管理・運営の効率化を図ります。

(8) 教育関連施設

1) 類型別施設概要

表 4-10 施設の概要（教育関連施設）

施設名称	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備考
学校給食センター	19	1,901	直営	
上三川小学童クラブ	12	151	指定管理	旧 上三川小学校学童保育館
本郷北小学童クラブ	18	133	指定管理	旧 本郷北小学校学童保育館 (第2棟を含む)
明治小学童クラブ	21	145	指定管理	旧 明治小学校学童保育館
北小学童クラブ	-	-	指定管理	旧 北小学校学童保育
坂上小学童クラブ	-	-	指定管理	旧 坂上小学学童保育
本郷小学童クラブ	-	-	指定管理	旧 本郷小学校学童保育
南っ子学童クラブ	-	-	指定管理	旧 明治南小学校学童保育

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

- ・ 学校給食センターは地区3に1施設設置しています。また、学童保育を実施している施設は、地区1に3施設、地区2に2施設、地区3に2施設を設置しています。
- ・ 学校給食センターは直営（一部業務委託）により運営しています。また、全ての学童クラブが指定管理者により運営されています。
- ・ 教育関連施設の築年数は、12～21年であり比較的新しい施設が多くなっています。
- ・ 町民アンケート結果では、教育関連施設は、よく利用する（月1回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が4.2%となっており、定期的な利用者は少ない状況です。
- ・ 町民アンケート結果では、教育関連施設の維持・充実の優先度については、14類型中7番目となっています。（36.0%）

②施設の課題

- ・ 小・中学校と同様に今後の少子化の進行や各地域の学童保育に係るニーズ等を踏まえ、将来的な学童クラブのあり方の検討が必要です。

3) 施設類型別基本方針

- 学校給食センターは、施設の維持を基本に、計画的な修繕・改修による長寿命化とともに、運営体制や委託業務内容の最適化を検討し、運営の効率化を図ります。
- 学童クラブは、少子化の進行など各小学校区での需要を踏まえた上で、既存施設の活用などにより、配置の適正化を図ります。

(9) 児童施設

1) 類型別施設概要

表 4-11 施設の概要（児童施設）

施設名称	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備考
子育て支援センター	50	509	直営	

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

- ・ 子育て支援センターは地区1に設置しており、直営で運営を行っています。
- ・ 築50年が経過していますが、耐震診断・改修は実施していません。
- ・ 町民アンケート結果では、児童施設は、子育て期間中の特定の町民が対象の施設であることから、よく利用する（月1回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が2.8%となっています。
- ・ 町民アンケート結果では、児童施設の維持・充実の優先度については、14類型中8番目となっています。（24.4%）

②施設の課題

- ・ 子育て支援センターは、築50年が経過しており、今後、経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定されることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。

3) 施設類型別基本方針

- 更新については、建設コストを削減し、機能の向上、利用ニーズなどを考慮した、生涯学習・子育て支援複合施設の建設を計画しています。
- 新施設の運営については、指定管理者の導入も視野に入れ、維持管理、運営の効率化を図ります。

(10) 庁舎等

1) 類型別施設概要

表 4-12 施設の概要（庁舎等）

施設名称	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備考
上三川町役場	40	7,049	直営	

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

- ・ 上三川町役場は、地区1に設置しており、直営（一部業務委託）で運営しています。
- ・ 築40年が経過していますが、平成16年度に耐震診断を実施しており、平成29年度に耐震改修を実施済みです。
- ・ 町民アンケート結果では、庁舎等は、よく利用する（月1回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が67.0%となっており、定期的な利用者が多い状況です。
- ・ 町民アンケート結果では、庁舎等の維持・充実の優先度については、14類型中2番目となっています。（67.7%）

②施設の課題

- ・ 施設規模が大きく、築40年が経過しており、今後経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定されることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。

3) 施設類型別基本方針

- 庁舎機能の維持を基本に、計画的な修繕・改修による長寿命化を進めます。また、修繕・改修に合わせて防災機能の向上を図ります。
- 施設更新時には、行政需要なども考慮の上、施設の統合・複合化や規模の最適化及びPPP等の民間活力の導入による効率化を検討します。

(11) 防災施設

1) 類型別施設概要

表 4-13 施設の概要 (防災施設)

施設名称	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備考
消防団員詰所第1分団第1部	20	69	直営	
消防団員詰所第1分団第2部	0	72	直営	令和3年2月25日完成
消防団員詰所第1分団第3部	28	108	直営	
消防団員詰所第1分団第4部	4	75	直営	
旧消防団員詰所第1分団第4部	42	50	直営	
消防団員詰所第2分団第1部	30	108	直営	
消防団員詰所第2分団第2部	28	70	直営	
消防団員詰所第2分団第3部	22	69	直営	
旧消防団員詰所第2分団第3部	43	50	直営	
消防団員詰所第2分団第4部	7	85	直営	
消防団員詰所第3分団第1部	42	23	直営	
消防団員詰所第3分団第2部	10	72	直営	
消防団員詰所第3分団第3部	45	48	直営	
消防団員詰所第3分団第4部	13	69	直営	

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

- ・ 消防団員詰所は、各地区に4施設ずつ設置しており、すべて直営となっています。
- ・ 旧消防団詰所は、地区1と地区3に1施設ずつ設置されています。
- ・ 比較的小規模な施設であり、消防団員詰所のうち第3分団第1部、第3分団第3部については、築40年以上を経過しており、耐震診断・改修が未実施の状況となっています。
- ・ 町民アンケート結果では、防災施設の維持・充実の優先度については、14類型中4番目となっています。(41.2%)

②施設の課題

- ・ 消防団員詰所のうち第3分団第1部、第3分団第3部については、築40年以上を経過しており、今後、経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定されることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- ・ 旧消防団員詰所の第1分団第4部は倉庫として活用しており、そのあり方について検討が必要ですが、第2分団第3部は老朽が進んでいるため解体を予定しています。

3) 施設類型別基本方針

- 施設の維持を基本に、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 耐震性能が未確認で老朽化が進行している施設は、更新を進めます。
- 人口規模等の地域の実情を勘案し、管轄範囲や設備内容の適正化を検討します。

(12) 町営住宅

1) 類型別施設概要

表 4-14 施設の概要 (町営住宅)

施設名称	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備考
愛宕町営住宅	46	449	直営	
下町第一町営住宅	45	2,711	直営	
下町第二町営住宅	31	3,939	直営	

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

- ・ 町営住宅は、地区1に3施設(合計管理戸数116戸)を設置しており、直営で運営を行っています。
- ・ 愛宕町営住宅、下町第一町営住宅は築40年以上を経過しており、老朽化が進行しています。
- ・ 町民アンケート結果では、町営住宅の維持・充実の優先度については、14類型中12番目となっています。(14.2%)

②施設の課題

- ・ 愛宕町営住宅、下町第一町営住宅は築40年以上を経過しており、今後、経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定されることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- ・ 老朽化が進み施設規模が比較的大きいことから、施設の効率的な維持管理が必要です。

3) 施設類型別基本方針

- 「上三川町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 施設の更新時期や、要支援世帯数の動向などを見据え、町営住宅の統廃合、複合化や規模の適正化、民間賃貸住宅の活用など、町営住宅のあり方について検討します。

(13) その他施設

1) 類型別施設概要

表 4-15 施設の概要（その他施設）

施設名称	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営体制	備考
文化財作業所	51	826	直営	
農村環境改善センター	37	1,528	指定管理	
農産物加工所	23	345	指定管理	
東館南集会所	41	205	直営	
農産物直売所	3	100	指定管理	
生沼家住宅	107	473	直営	

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

- 文化財作業所は地区2に、農村環境改善センター及び農産物加工所は地区3に、東館南集会所、農産物直売所、生沼家住宅は地区1に設置しています。農村環境改善センター、農産物加工所、農産物直売所については、指定管理者により運営されており、文化財作業所、東館南集会所、生沼家住宅は直営で運営しています。
- 文化財作業所、東館南集会所については、築40年以上を経過していますが、耐震診断・耐震改修ともに実施されていない状況です。
- 利用者アンケート結果では、施設（農村環境改善センター）の今後のあり方について、できるだけ現施設を維持すべきとの回答が約6割を占めています。
- 町民アンケート結果では、その他の施設は、よく利用する（月1回以上）、たまに利用する（年に数回）の合計が10.3%となっており、定期的な利用者が少ない状況です。
- 町民アンケート結果では、その他の施設の維持・充実の優先度については、14類型中14番目となっています。（4.9%）

②施設の課題

- 文化財作業所、農村環境改善センター、東館南集会所は築35年以上を経過しており、今後、経年劣化に伴い維持管理費が増大することが想定されることから、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- 農村環境改善センターは、維持管理・運営費が比較的高いことから、施設の効率的な維持管理・運営に向けた検討が必要です。

3) 施設類型別基本方針

- 老朽化の進む施設は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。また、施設更新時に利用ニーズ等を考慮して、規模の最適化や移転統合等による効率化を検討します。
- 農村環境改善センターは、指定管理者制度に基づいた業務の進捗管理や指定管理料の見直しにより、維持管理・運営の効率化を図ります。
- 生沼家住宅については、活用の方向性を定めたのち、文化財としての価値を損なわない範囲で、必要な改修を実施します。

3. 都市基盤施設（インフラ）の施設類型別基本方針

(1) 道路

1) 類型別施設概要

表 4-16 施設の概要（道路）

施設種別	主な施設	数量	数量の引用先	
町道	一般道路	実延長:435,814m	道路現況調書	
	自転車歩行者道	実延長:7,494m	道路現況調書	
	舗装	一般道路	舗装延長:417,292m	道路現況調書
		自転車歩行者道	舗装延長:7,411m	道路現況調書
	橋りょう	橋りょう	橋数:312橋	道路現況調書
	横断歩道橋	横断歩道橋	橋数:2橋	現地調査による
	道路附属物	道路照明灯	基数:341基	現地調査による
道路標識		基数:17基	現地調査による	
道路情報提供装置		基数:4基	現地調査による	
農道		実延長:3,095m	農道台帳	
舗装	アスファルト舗装	舗装延長:3,095m	農道台帳	

※令和3年3月現在

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

<対象施設>

- 対象施設は、舗装、橋りょうのほか、道路附属物があり、管理延長は膨大です。

<老朽状況>

- 道路舗装については、路面性状調査の結果、早急に修繕が必要と考えられる区間は調査区間全体の17.0%となっています。
- 橋りょうについては、建設年次が判明しているもののうち、建設から標準的な耐用年数である60年以上が経過しているものは4橋のみです。ただし、20年後には約4割、40年後には約9割の橋りょうが建設から60年以上が経過することになります。

<点検・維持管理>

- 巡回（パトロール）や清掃は町が直営で実施しています。
 - 町道：橋りょうは1回/年以上、それ以外は必要に応じて実施
- 定期点検や維持・修繕、街路樹管理(除草、剪定)等は民間に委託しています。
- 橋りょうについては、5年に1度の頻度で道路法に基づく近接目視を原則とした点検を行い、適切な維持管理に努めています。

<情報管理・計画策定>

- 幹線道路については、「上三川町舗装長寿命化修繕計画 平成29年3月」を策定しています。
- 橋長15m以上の橋りょうについては、「上三川町橋梁長寿命化修繕計画 平成30年6月」を策定しています。
- 道路及び橋りょうに関しては、施設台帳をデータベース化しています。

②施設の課題

＜点検・維持管理＞

- ・ 橋りょう以外にも必要と判断する道路施設については、道路法に基づく近接目視を原則とした定期点検及び健全性の診断を確実にかつ継続的に行っていく必要があります。
- ・ 点検・維持管理に関わる人員の確保及び技術の伝承が必要となります。

＜情報管理＞

- ・ 町道における道路附属物(標識等)に関する施設台帳は未整備です。
- ・ 紙ベースでの整備に留まっている台帳のデータベース化が必要です。

＜計画策定＞

- ・ 橋長 15m以下の橋りょうに関する個別施設計画の策定が必要です。
さらに、定期的な点検・診断結果等を踏まえて計画を見直す PDCA サイクルを、如何に確実にかつ継続的に回していくかが課題となります。

3) 施設類型別基本方針

＜点検・診断等に関して＞

- 道路法に基づく近接目視を原則とした定期点検及び健全性の診断を、確実にかつ継続的に実施します。
- 点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。

＜維持管理・修繕・更新等に関して＞

- 道路パトロール等の巡回や行政相談への対応を徹底します。
- 日常管理(行政相談への対応含む)や定期点検等による健全性等の実態把握に努めるとともに、緊急対応を要する不具合等については適宜使用停止・制限等を実施の上、速やかに応急処理を行います。
- 幹線道路の舗装及び橋長 15m 以上の橋りょうについては、既存の長寿命化修繕計画又は最新の定期点検結果を踏まえて計画を適宜見直ししながら、計画的に修繕等を実施します。
- 橋長 15m 以下の橋りょうに関する個別施設計画を策定し、計画的に修繕等を実施します。
- 行政(官)主体の計画的な維持管理によるコスト縮減・平準化の取組だけでなく、日常管理を中心とした住民とのさらなる協働等にも取り組みます。

＜総量の適正化に関して＞

- 更新等の時期を捉えて、利用の実態や見通し、機能・健全性等の把握に努め、また、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、新規整備計画の見直し等による総量の適正化について適宜検討します。

＜取組体制の構築及び情報管理に関して＞

- 町道の道路附属物(道路標識等)に関する施設台帳を整備します。
- 施設の基礎情報(法定台帳等)、点検・工事履歴等のデータベース化(一元管理)や、確実な情報運用体制(情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック)の構築を図ります。
- 国が定期的開催する研修(例：道路構造物管理実務者研修等)に参加することで、職員のスキルアップを図ります。
- 道路メンテナンス会議への継続的な参加による県や市町等との情報共有・連携を図ります。

- 持続可能な維持管理を推進していくため、PDCAサイクルを確実にかつ継続的に回していくための維持管理体制を構築します。

(2) 公園

1) 類型別施設概要

表 4-17 施設の概要（公園）

公園種別	都市建設課管理分		農政課管理分		計	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
街区公園	24 箇所	4.84ha	0 箇所	0ha	24 箇所	4.84ha
近隣公園	6 箇所	9.07ha	0 箇所	0ha	6 箇所	9.07ha
地区公園	4 箇所	26.96ha	0 箇所	0ha	4 箇所	26.96ha
その他 ¹⁰	5 箇所	2.89ha	2 箇所	5.12ha	7 箇所	8.01ha
計	39 箇所	43.76ha	2 箇所	5.12ha	41 箇所	48.88ha

※令和3年3月現在

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

<対象施設>

- ・ 公園は、都市建設課と農政課それぞれによって管理しています。
- ・ 町民1人あたりの公園面積は13.4m²となっています。（第7次総合計画における整備目標では、13.9m²）

<老朽状況>

- ・ 建物施設については、建設年次が判明しているもののうち、建設から標準的な大規模改修時期である30年以上が経過しているものは全体の約3割となっています。
- ・ 都市建設課が管理する公園は、遊具施設全体の56%において、計画的な修繕を要する劣化・不具合が見られ、順次更新をしています。
- ・ 農政課が管理する公園では、施設全体の経年劣化が見られ、計画的な改修等を要する状況です。

<点検・維持管理>

- ・ 点検は、町が直営で実施しており、維持管理・運営等は民間に委託しています。
- ・ 日常点検は、「公園施設の安全点検に係る指針」や「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」を参考に実施しています。
- ・ 遊具については、専門技術者と協力し、年1度定期点検を実施しています。

<情報管理・計画策定>

- ・ 都市建設課管理の公園に関しては、施設台帳を紙ベースと電子データベースで整備済みです。また、長寿命化計画を策定しています。

②施設の課題

<点検・維持管理>

- ・ 現在、遊具に不具合が発見された段階で修繕する対症的な管理に留まっています。
 - 劣化・損傷等が軽微な段階でこまめに修繕等を実施する予防保全型の管理に移行する必要があります。

<情報管理>

¹⁰ その他の公園は、都市建設課の管理である「広場・都市緑地・防災調整池」と農政課の管理である「農村公園」です。

- ・ 農政課で管理している公園に関しては未整備です。
 - 上記施設に関する施設台帳整備が必要です。
 - 情報の効率的・効果的な活用のためには、施設台帳等の情報のデータベース化が有効と考えられます。

<計画策定>

- ・ 農政課が管理する公園については個別施設計画が未策定です。
 - 上記施設に関する個別施設計画の策定が必要です。
 - 人口動態等も踏まえて、公園に求められる機能に見合った施設配置や計画的な維持管理によるコスト縮減・平準化が必要です。

3) 施設類型別基本方針

<点検・診断等に関して>

- 遊具の安全点検、その他法定点検等を確実に実施します。

<維持管理・修繕・更新等に関して>

- 事後保全型の管理から予防保全型の管理へ移行します。
 - 巡回(点検)等の日常管理業務の実施頻度等、必要に応じて管理水準を見直します。
 - 日常管理業務を中心とした包括・複数年・性能規定型契約等の導入について検討します。
- 日常管理(行政相談対応含む)や定期点検等による健全性等の実態把握に努めるとともに、緊急対応を要する不具合等については適宜使用停止・制限等を実施の上、速やかに応急処理を行います。
- 都市建設課が管理する公園については、個別施設計画(長寿命化計画)に基づき修繕等を実施します。
- 農政課が管理する公園については、個別施設計画を策定し、計画的に更新等を実施します。
- 上位計画との整合に留意しつつ、上記個別施設計画の策定又は見直し等の中で、将来の人口動態等を踏まえて公園に求められる機能に見合った施設配置についても適宜検討します。

<取組体制の構築及び情報管理に関して>

- 農政課で管理している公園の施設台帳を整備します。
- 情報の効率的・効果的な活用のために、施設台帳等の情報のデータベース化を図ります。
- 持続可能な維持管理を推進していくため、PDCA サイクルを確実にかつ継続的に回していくための維持管理体制を構築します。

(3) 下水道

1) 類型別施設概要

表 4-18 対象施設（下水道）

会計区分	主な施設		数量	数量の引用先
(特別会計) 公共下水道	管路施設	管渠	延長:198,400m	管渠台帳
		マンホールポンプ	24 箇所	固定資産台帳
(特別会計) 農業集落排水	管路施設	管渠	延長:94,952m	管渠台帳
		マンホールポンプ	57 箇所	固定資産台帳
	建物施設	クリーンセンター	4 箇所	固定資産台帳

※令和3年3月現在

表 4-19 建物施設（下水道）

区分	施設種別	施設名	開設年度	延床面積 (㎡)	処理方式	処理能力 (日最大㎡/日)
農集	クリーンセンター	井戸川クリーンセンター	H19	141	連続流入間欠曝気	614.00
		蓼沼地区クリーンセンター	H16	341	連続流入間欠曝気	875.00
		大山地区クリーンセンター	H14	424	連続流入間欠曝気	653.00
		上三川南部クリーンセンター	H22	141	連続流入間欠曝気	617.00

※令和3年3月現在

2) 施設の現状・課題

①施設の現状
<p><対象施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設は、管路施設のほか、クリーンセンターなどの建物施設があり、管路延長は膨大です。 <p><老朽状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 管渠については、建設年次が判明しているもののうち、建設から標準的な耐用年数である50年以上が経過しているものは約3kmとなっており、40年後には公共下水道、農業集落排水ともに全体の約8割が建設から50年以上経過することになります。 公共下水道及び農業集落排水のマンホールポンプは耐用年数を経過している箇所があり、経年劣化が考えられる故障(管の接合部等からの漏水の懸念等)が発生しています。 クリーンセンターは、建設から30年以上が経過しているものはありません。ただし、20年後には全体が建設から30年以上経過することになります。 <p><点検・維持管理></p> <ul style="list-style-type: none"> 主に、マンホールの保守点検やクリーンセンターの処理施設点検を実施しています。 維持管理の一部(マンホールポンプ点検、管渠清掃、修繕等)は、民間委託をしています。 <p><情報管理・計画策定></p> <ul style="list-style-type: none"> 管路施設に関する下水道台帳を一部データベース化

②施設の課題

＜点検・維持管理＞

- ・ 管渠内の詳細な調査については、不明水の多い管路箇所テレビカメラ調査といった部分的な調査に留まっています。
 - スtockマネジメント計画に基づいた対象施設全体の健全性の実態を適切に把握する定期点検の継続、点検・調査結果を元にした効率的な修繕・更新計画の策定が必要です。

＜情報管理＞

- ・ 農業集落排水に関しては施設台帳が未整備の部分があります。
 - 全ての施設について台帳を整備するとともに、既存の紙ベースの台帳をデータベース化することが必要です。
 - 下水道台帳のデータベース化においては、施設情報と地図（位置）情報のほか、点検結果や工事履歴等とも関連付けることで情報を効率的・効果的に活用することができます。

＜計画策定＞

- ・ 公共下水道はStockマネジメント計画を適切に更新する必要があります。
 - 計画的な維持管理によるコスト縮減・平準化の実効性を高めるために、PDCAサイクルを如何に確実かつ継続的に回していくかが課題です。
- ・ 農業集落排水は個別施設計画が未策定です。
 - 対象施設全体の健全性の実態を把握し、それらを踏まえた中長期的な観点による個別施設計画の策定が必要です。

3) 施設類型別基本方針

＜点検・診断等に関して＞

- Stockマネジメント計画に基づいた、適切かつ継続的な健全性の診断(把握)を実施します。
 - 膨大な管理延長を有する管渠については、管渠諸元(管径や管種)や、更新実績、健全性の実態に応じた優先度を考慮した、修繕・更新計画及び点検計画の策定に取り組みます。
 - 新技術(例：ICT、非破壊検査技術等)の動向に留意し、適宜導入を検討します。

＜維持管理・修繕・更新等に関して＞

- 現行の巡回や各種法定点検、維持・保守等の日常管理業務を今後も徹底します。
 - 実施頻度等の管理水準の見直しや包括・長期・性能規定型契約等の導入について検討します。
- 日常管理(行政相談対応含む)や定期点検等による健全性等の実態把握に努めるとともに、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施の上、速やかに応急処理を行います。
- 国の要領等を参考として個別施設計画の策定に取り組み、計画的な維持管理によるコスト縮減・平準化を図ります。
 - 施設毎の特性や健全性等に応じたメリハリのある管理水準や優先順位を設定し、長寿命化によるコストの縮減や予算の平準化を行った上で円滑な修繕・更新等を推進します。

➤ 修繕・更新等の事業推進においては、新技術・新工法等の導入や、最新情報の収集を行い、最適な手法を選択します。

- 更新(改築)等の計画と合わせて必要な耐震補強を着実に推進します。

＜統合や廃止に関して＞

- 今後の維持管理費用や施設老朽化に伴う更新費の低減を目的として、第4次生活排水処理構想に基づく農業集落排水事業の公共下水道事業への統合を検討します。
- 費用対効果を踏まえて集合処理が困難な地区については、合併処理浄化槽等の処理施設の更なる普及促進を図ります。

＜取組体制の構築及び情報管理に関して＞

- 農業集落排水施設の施設台帳を整備します。また、既存の紙ベースの台帳のデータベース化を図ります。
 - 下水道台帳のデータベース化においては、施設情報と地図情報に、点検結果や工事履歴などとともに関連付けて、情報を効率的・効果的に活用することを検討します。
- 国その他関係機関等が開催する講習等に参加することで、職員のスキルアップを図ります。
- 持続可能な維持管理を推進していくため、PDCAサイクルを確実にかつ継続的に回していくための維持管理体制を構築します。

(4) 上水道

1) 類型別施設概要

表 4-20 施設の概要（上水道）

主な施設		数量	数量の引用先
管路施設	導・送・配水管	延長:325,033m	水道統計調書
建物施設等	配水場	4箇所(うち休止中:1箇所)	上三川町水道施設の概要
	水源(井戸)	11箇所(うち予備:1箇所)	上三川町水道施設の概要

※令和3年3月現在

2) 施設の現状・課題

①施設の現状

＜対象施設＞

- 対象施設は、管路施設のほか、配水場などの建物施設があり、管理延長は膨大です。

＜老朽状況＞

- 管渠については、建設から標準的な耐用年数である40年以上が経過している延長は全体の6%程度となっています。ただし、20年後には、全体の約半数が建設から40年以上経過することになります。
- 建物施設（配水場）については、建設から標準的な大規模改修時期である30年以上経過しているものは1箇所、20年後には、全ての施設が建設から30年以上経過することになります。

＜点検・維持管理＞

- 日常的及び定期的な巡回のほか、関連法令に基づく法定点検を実施しています。
- 漏水等の不具合発生への対応や、民間委託による設備の日常管理等を行っています。

＜情報管理・計画策定＞

- 管路施設に関しては、施設台帳のデータベースを構築済みです。
- 新水道ビジョンやアセットマネジメントにより、計画的な更新等を推進しています。

②施設の課題

＜点検・維持管理＞

- 日常管理だけでは健全性の把握に限界があり、特に管路施設については、定期点検は未実施のため、全体的な健全性の把握は十分ではない状況です。
 - 対象施設全体を適切に管理する上での点検・診断等のあり方を検討する必要があります。

＜情報管理＞

- 建物施設については施設台帳をデータベース化しておらず、情報管理体制には不十分な面があります。
 - 施設の維持管理に当たっては、各施設の基礎情報が不可欠であるため、全ての施設について施設台帳を整備する必要があります。

＜計画策定＞

- 中・長期経営計画を定期的に更新していきます。
 - 具体的な個別施設計画の策定に取り組むとともに、PDCAサイクルを如何に確実にかつ継続的に回していくかが課題です。
 - コスト削減のためには、経営の広域化・民間委託などの検討も重要です。

3) 施設類型別基本方針

＜点検・診断等に関して＞

- 定期点検のあり方を検討し、適切かつ継続的な健全性の診断(把握)を実施します。
 - 管路施設は漏水探知機・音聴棒による漏水調査を実施します。
 - 新技術(例：ICT、非破壊検査技術等)の動向に留意し、適宜導入を検討します。

＜維持管理・修繕・更新等に関して＞

- 現行の巡回や各種法定点検、維持・保守等の日常管理業務を今後も徹底します。
 - 日常管理業務を中心とした包括・複数年・性能規定型契約等の導入について検討します。
- 日常管理(行政相談対応含む)や定期点検等による健全性等の実態把握に努めるとともに、緊急対応を要する不具合等については適宜使用停止・制限等を実施の上、速やかに応急処理を行います。
- 国の要領等を参考として個別施設計画の策定に取り組み、計画的な維持管理によるコスト縮減・平準化を図ります。
 - 更新周期の実態を踏まえた更新計画を策定し、計画的な更新等を実施します。

＜統合や廃止に関して＞

- 更新等の時期を捉えて、利用の実態や見通し、機能・健全性等の把握に努めます。また、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、新規整備計画の見直し、統廃合等による総量の適正化(例：需要に応じたダウンサイジング等)について適宜検討します。

＜取組体制の構築及び情報管理に関して＞

- 既存データを活用しながら、施設台帳と点検・工事履歴等の一元管理と確実な情報運用体制(情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック)の構築を図ります。
- 健全な事業経営を推進していくため、PDCA サイクルを確実かつ継続的に回していくための維持管理体制を構築します。

上三川町公共施設等総合管理計画
令和4年3月

上三川町 建築課
〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
電話：0285-56-9145 FAX：0285-56-6868
E-mail：kenchiku01@town.kaminokawa.lg.jp